

令和 7 年度第 3 回市川市男女共同参画推進審議会

次 第

日 時： 令和 8 年 1 月 22 日(木)

午後 1 時 30 分～

場 所： 市川市男女共同参画センター

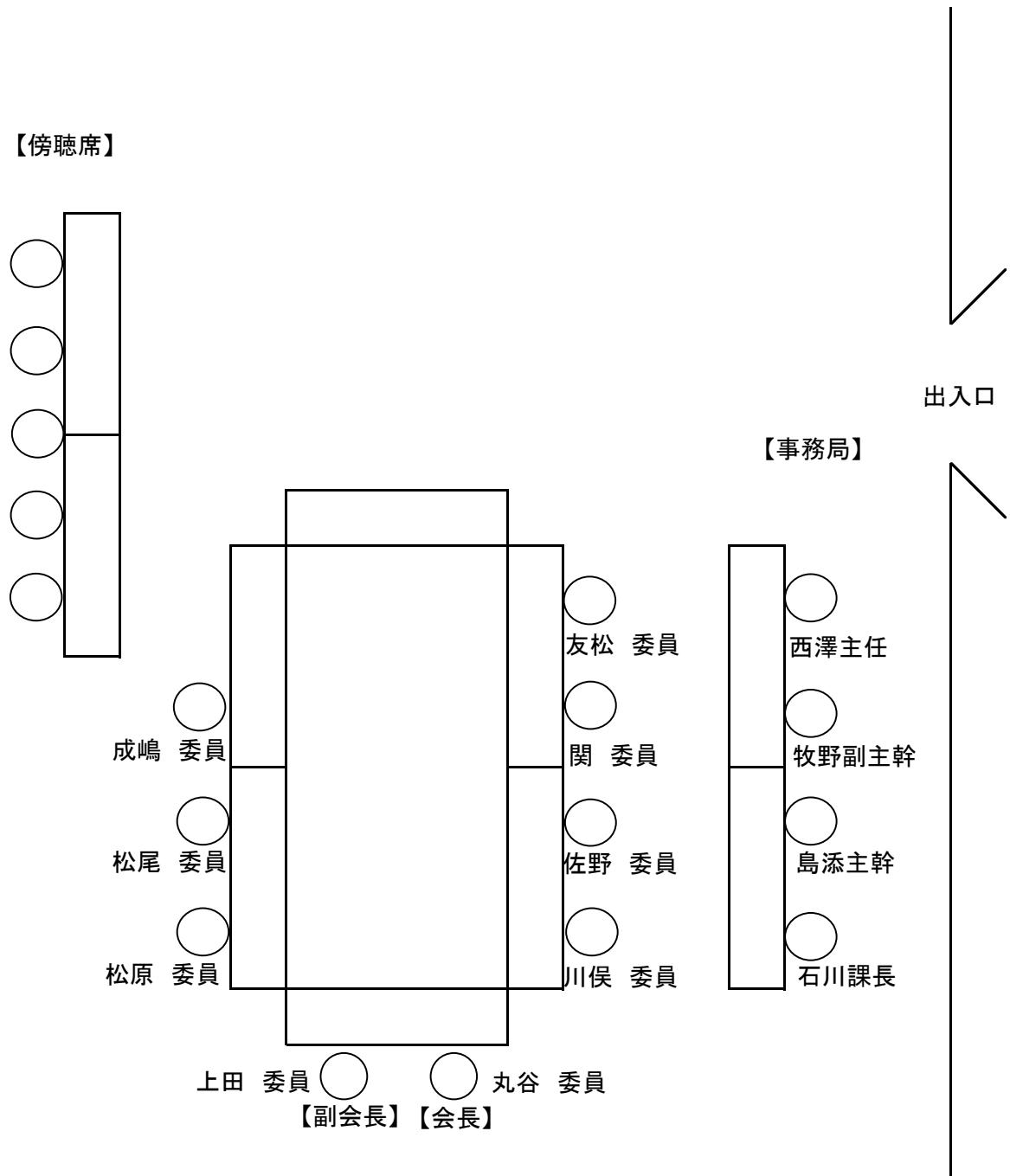
6 階 研修室 F

1 議題

- (1) 男女共同参画にかかる基本計画の策定について

令和7年度 第3回市川市男女共同参画推進審議会 席次表

令和8年1月22日（木）午後1時30分～
男女共同参画センター 6階 研修室 F



様式第4号（第17条関係）

委 員 名 簿

審議会等の名称：市川市男女共同参画推進審議会

氏名	所属・役職	選出区分
新井 香津美	市川市保健推進員	保健分野
上田 智子	聖徳大学 准教授	学識経験者
大野 京子	市川市医師会 副会長	医療分野
川俣 興一	市川市立第七中学校 校長	教育分野
佐野 典行	昭和学院短期大学 事務長	教育分野
柴田 剛	市川公共職業安定所 業務部長	労働分野
関 淳市	千葉地方法務局市川支局 民事専門官	人権分野
友松 千賀	弁護士	法律分野
成嶋 千絃		市民公募
福本 明日香		市民公募
保戸田 悠菜	市川青年会議所 副理事長	労働分野
松尾 順子	市川市社会福祉協議会	福祉分野
松原 いつ子	市川人権擁護委員協議会 副会長	人権分野
丸谷 充子	和洋女子大学 教授	学識経験者
山極 記子	市川商工会議所 理事・事務局長	労働分野

※令和7年8月20日現在

【所管課】

総務部 ダイバーシティ推進課

(内線：2293)

ウィズプラン

(市川市男女共同参画基本計画)

令和8年度～令和12年度

市 川 市

目 次

第1章 ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 基本理念	
 第2章 男女共同参画社会について	6
1 国際連合の取組	
2 国の取組	
3 千葉県の取組	
4 市川市の取組	
 第3章 市川市の現状と課題	10
1 現状と課題	
 第4章 計画の組み立てについて	12
1 計画の構成	
2 事業選定の考え方	
3 指標	
4 計画の見方	
5 体系図	
 第5章 計画の内容	18
基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現	
個別課題1 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望む ライフスタイル)の実現	
個別課題2 政策・方針決定過程への女性の参画	
個別課題3 防災・復興における男女共同参画	
 基本目標Ⅱ 暴力で苦しむことのない社会の実現	34
個別課題4 暴力を許さない社会の実現	
個別課題5 被害者等支援の充実	

基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現	44
個別課題6 多様性を認め合う社会の実現	
個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現	

指標一覧	54
------------	----

参考資料

用語説明

関係法令

 男女共同参画基本法

 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

 市川市男女共同参画社会基本条例

年表



第1章 ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)とされています。

現在の社会状況は、進行する少子高齢化や国際化、家族の在り方や就労形態の多様化など、生活のあらゆる面で急速に変化しています。

こうした社会構造の劇的な変化の中で、すべての市民が互いに人権を尊重し、能力を発揮し、生き生きと生活していくためには、より一層、男女が共に様々な分野で活躍し、積極的に参画していく社会づくりが必要です。

このような社会づくりを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画、以下「本プラン」)を策定するものです。

「ウィズ」は、「男女ともに」「老いも若きも」「すべての人がともに」、という意味が込められており、男女共同参画を推進する上での拠点施設「市川市男女共同参画センター」の愛称でもあります。



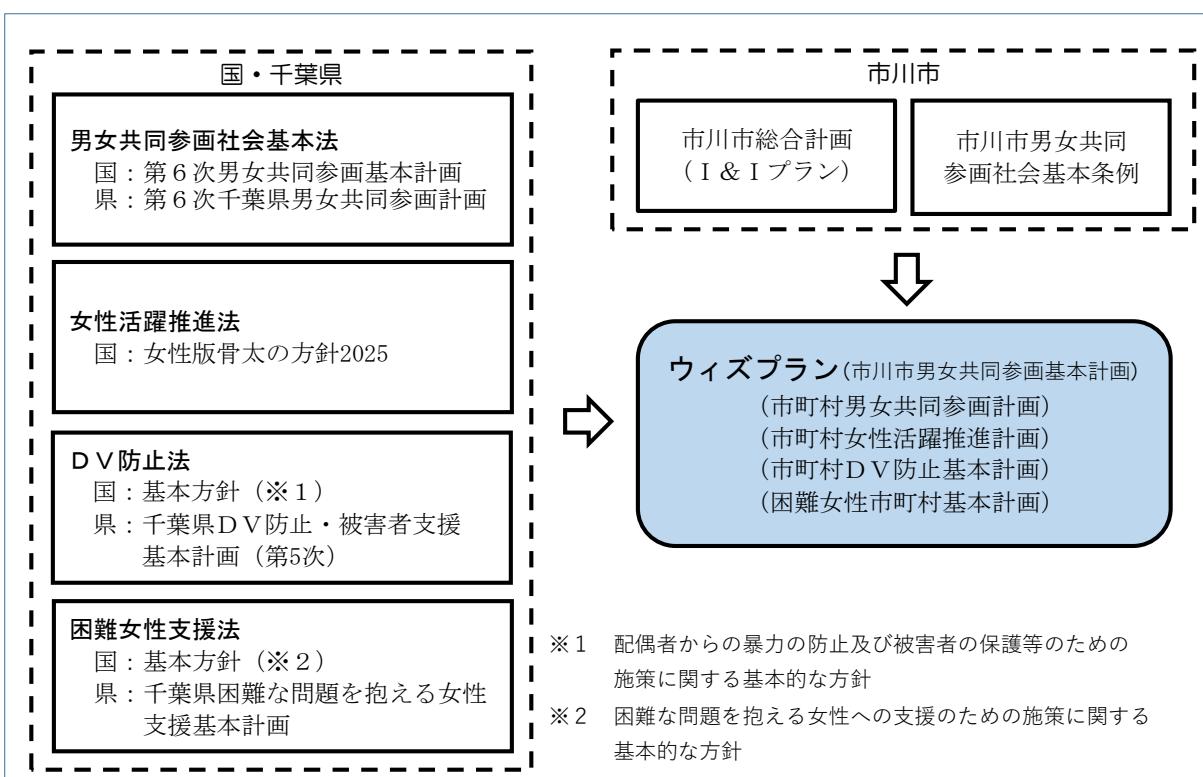
▲市川市男女共同参画センター
「ウィズ」のシンボルマーク

2 計画の位置づけ

○本プランは、市川市男女共同参画社会基本条例第8条の規定に基づく「基本計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

○本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」の一部を兼ねるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」の一部を兼ねるものとします。

○本プランは、「市川市総合計画」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

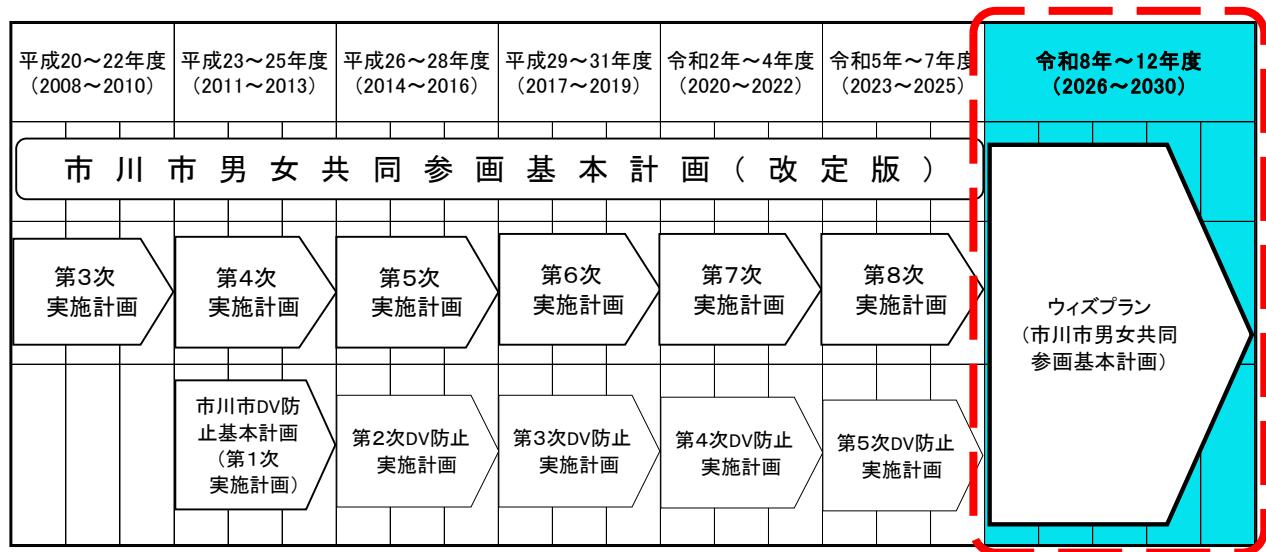


※本プランでは、関連法規を以下の略称で記載します。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | ⇒ <u>女性活躍推進法</u> |
| ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | ⇒ <u>DV防止法</u> |
| ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 | ⇒ <u>困難女性支援法</u> |

3 計画の期間

本プランの期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



4 基本理念

市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、

「性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認め合いながら対等な立場で参画でき、誰もが安心して暮らせる社会を実現する。」

ことを基本理念とし、男女共同参画を推進します。

第2章 男女共同参画社会について

1 国際連合の取組

- 1970(昭和50)年 女性差別をなくす世界的な取組の中で、「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択され、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と定められました。
- 1979(昭和54)年 「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択(1981年9月発効)されました。この条約に基づき、女子差別撤廃委員会は毎年開催されています。
- 1985(昭和60)年 国連婦人の10年最終年世界会議が開催されました。
- 1994(平成6)年 国際人口開発会議及び1995(平成7)年の世界女性会議において、「リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、声明が出されました。
- 2005(平成17)年から5年ごとに女性の地位向上委員会が開催され、国連社会理事会へ、勧告・報告・提案等を行っています。
- 2010(平成22)年 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UNWomen」が設立されました。

2 国の取組

- 1975(昭和50)年 総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977(昭和52年)には「国内行動計画」を策定しました。
- 1985(昭和60)年 「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 1987(昭和62)年 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996(平成8)年 「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 1999(平成11)年 「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000(平成12)年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が制定され、2026年4月に第6次計画の

開始となります(予定)。

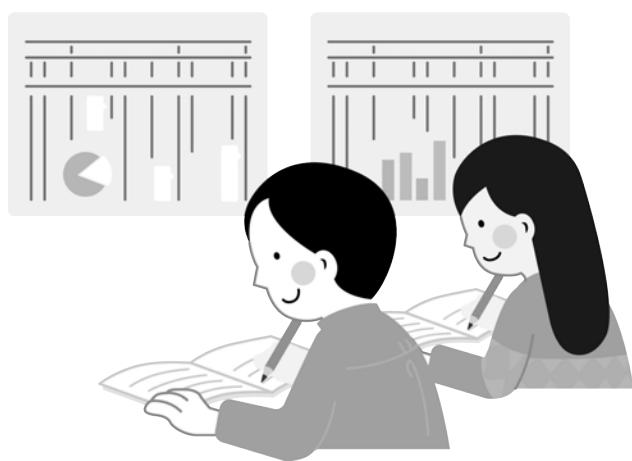
- 2001(平成13)年 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「DV防止法」が制定されました。
- 2005(平成17)年 5年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。その中で2020(令和2)年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするなどの数値目標の設定がされました。
- 2015(平成27)年 「女性活躍推進法」が10年の時限法で施行されましたが、令和7年に10年延長されることが閣議決定されました。
- 2023(令和5)年 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。
- 2024(令和6)年 日常生活又は社会生活を営むに当たり困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、「困難女性支援法」が制定されました。
- 2026(令和8)年4月より、「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行にあわせ「男女共同参画基本法」の改正も予定されています。国立女性教育会館の機能強化に合わせ、地方自治体の男女共同参画センターを「関係者相互間の連携と共同を促進するための拠点」として位置付けるものです。

3 千葉県の取組

- 1996(平成8)年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」(1996(平成8)年度～2000(平成12)年度)が策定されました。
- 2001(平成13)年 「千葉県男女共同参画基本計画」が策定され、2026年4月に第6次計画の開始となります(予定)。
- 2024(令和6)年 男女共同参画の推進を含む「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

4 市川市の取組

- 1982(昭和57)年 国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988(昭和63)年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991(平成3)年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。
- 1995(平成7)年 社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002(平成14)年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。
- 2007(平成19)年 2005(平成17)年の国の男女共同参画基本計画策定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。
- 2008(平成20)年 前年に市川市男女共同参画社会基本条例を制定したことから、条例との整合性を図るため、「市川市男女共同参画基本計画」の改定を行いました。
- 2011(平成23)年 市川市男女共同参画基本計画で対応していたDV対策を、総合的かつ計画的に進めるため、DV防止法に基づき、「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有しました。
- 2019(令和元)年 すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、「多様性を尊重する社会を推進するための指針」を策定しました。
- 2022(令和4年)2月 誰もが自分らしく生きることができる社会の実現の一助として、「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を施行しました。現在は、県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結するとともに、全国のパートナーシップ制度実施自治体で構成される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、それぞれの自治体で同様の制度を利用している方の転入出に関する手続きの省略を可能としています。
- 2025(令和7)年 犯罪被害者等の権利利益の保護及び早期の回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とした、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



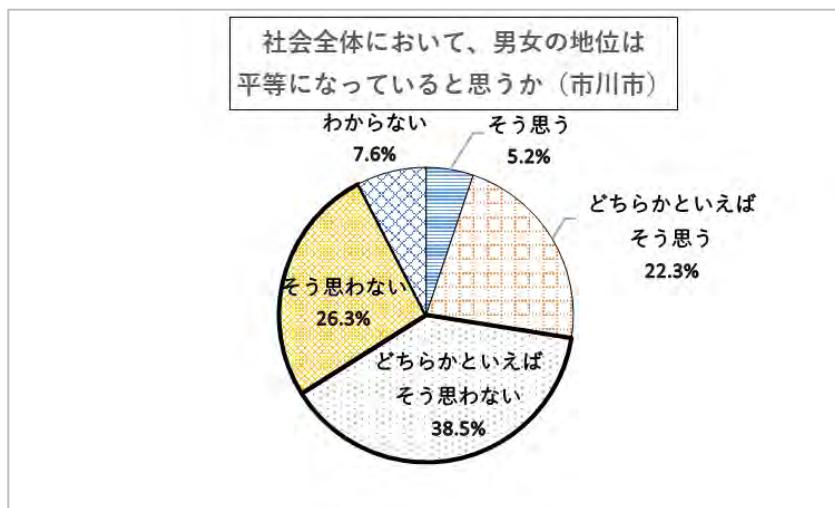
第3章 市川市の現状と課題

1 現状と課題

解消に至っていない男女の地位の不平等感

男女の地位は平等かというアンケートでは、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」との回答割合が半数を大きく上回っており、男女の不平等感の解消に至っていません。

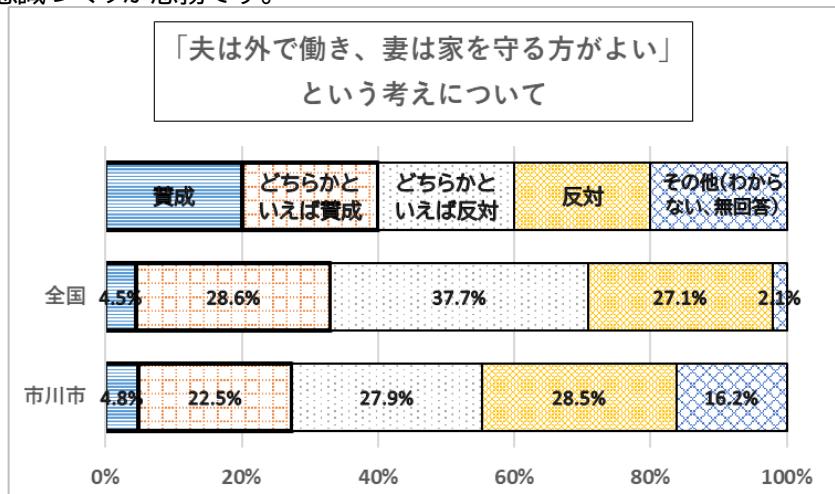
性別による不平等感が少なく、自分の立場が尊重される地域となることが課題です。



出典：令和 6 年度男女共同参画に関するアンケート

根強い固定的性別役割分担意識

働き方や家族の在り方は変化し続けていますが、アンケートによると「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」という考え方の方が30%程度を占めている等、まだまだ固定的性別役割分担意識が残っています。また、「わからない」という回答も一定数あり、様々な場面での男女共同参画への意識づくりが急務です。

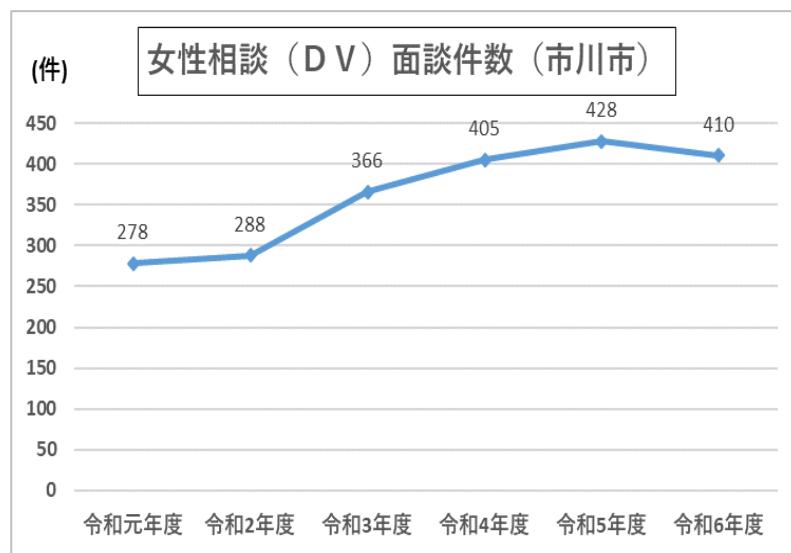


出典：令和 6 年度男女共同参画に関するアンケート

近年増加している女性相談(DV)面談件数

女性相談(DV)の面談件数は、令和元年ごろと比較して約1.5倍の数値で推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

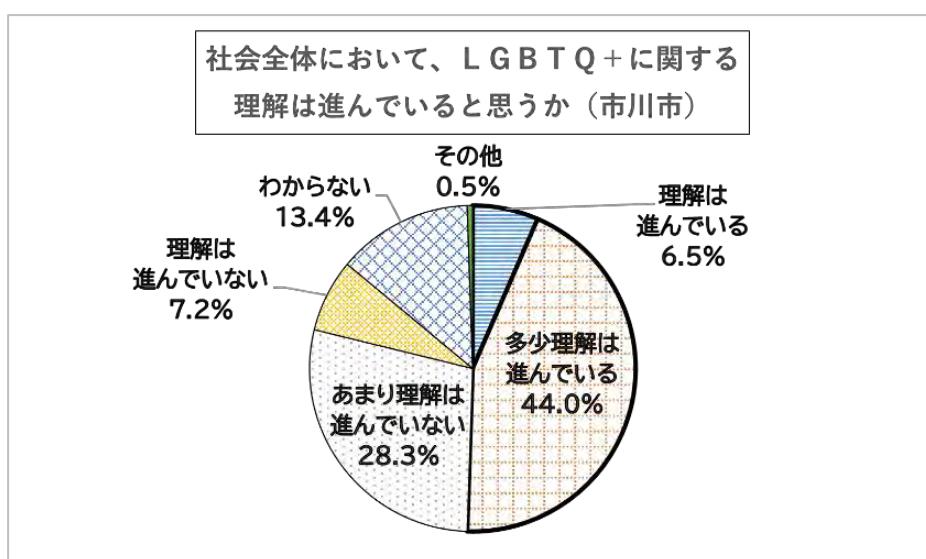


市川市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等より作成

十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8~10%程度といわれているLGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していくことが必要です。



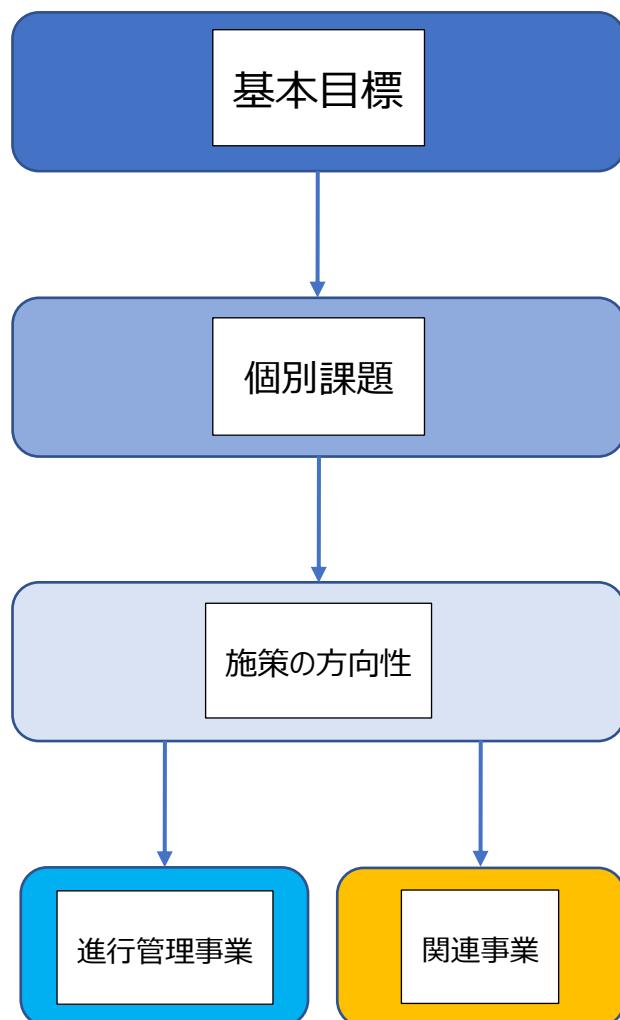
出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

第4章 計画の組み立てについて

1 計画の構成

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた3つの「基本目標」を設定しました。それぞれの「基本目標」の実現に向けた課題を、本市の現状や課題を踏まえて7つの「個別課題」に整理し、さらに課題の解消に向けて取り組む際の柱として14の「施策の方向性」を定めました。この「施策の方向性」を具体化する手段として事業（「進行管理事業」、「関連事業」）を位置づけています。

<計画の構成イメージ>



2 事業選定の考え方

計画を推進していくにあたり、①本プランで進行管理していく事業(進行管理事業)と、②本プランの基本目標等に合致する事業(関連事業)を本プランの事業として位置づけ、相互に連携していくことで目標を達成してまいります。

ウィズプラン

進行管理事業について

① 進行管理事業(30事業)

- 評価・検証を毎年度行う
- 結果の報告と公表
- 必要に応じたプランの見直し

毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。

各事業を着実に実行していくだけではなく、計画実施期間中における男女共同参画の推進に関する社会情勢の変化等、必要に応じて本プランの部分的な修正・更新を行います。男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。(一部、目標値を設定することが適さない事業については、目標値を設定しないことがあります。)

関連事業について

② 関連事業(68事業)

- 本プランの基本目標や個別課題等に合致する事業
- 関連する計画等において進行管理

関連事業は、本プランに関連する行政計画(関連計画等)に位置づけられている事業のうち、本プランの基本目標や個別課題、施策の方向性に合致する事業です。

これらの関連事業は、関連計画等において進行管理していきます。

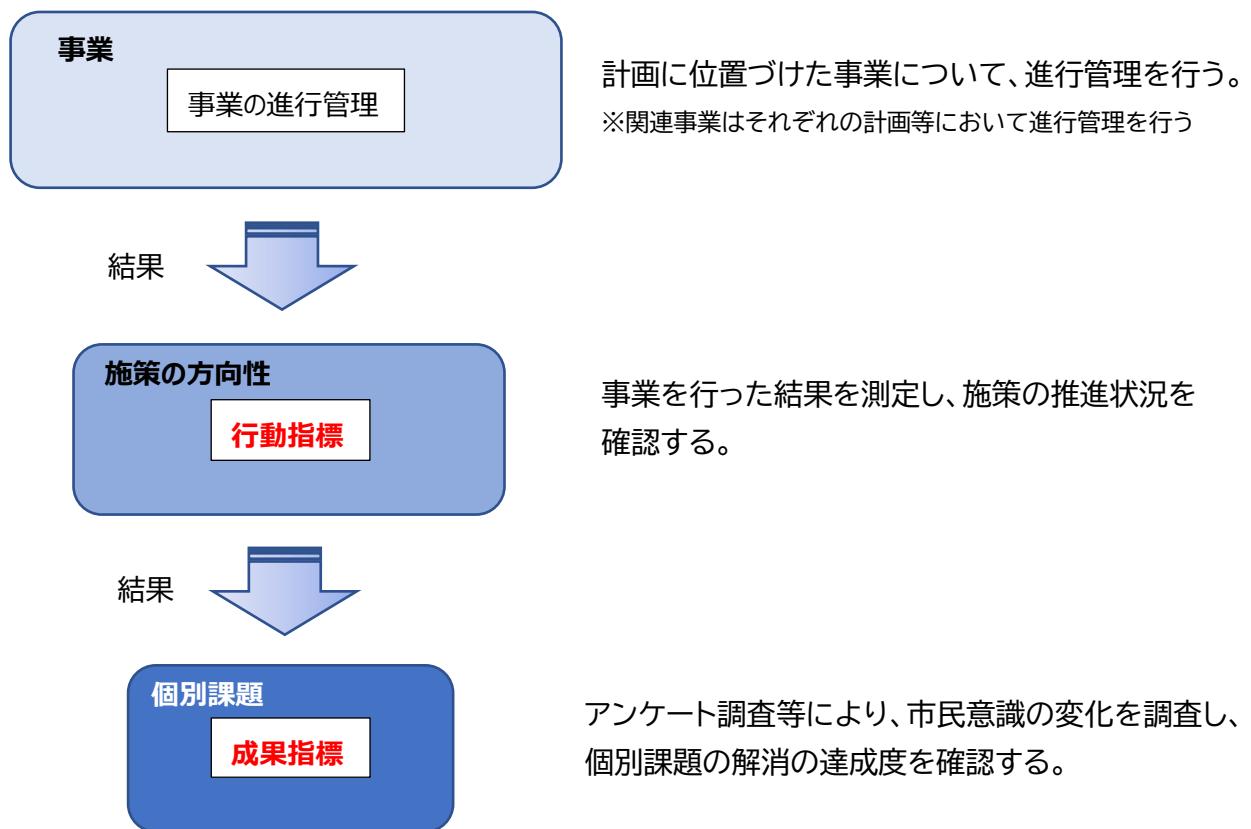
3 指標

本プランでは、市民意識の変化や事業の達成状況を確認し、目標の達成や課題解消を着実に推進するため、「**行動指標**」と「**成果指標**」の2つの指標を設定しています。

個別課題の解消に向けた施策の推進状況を測るため、事業の実施によりもたらされる結果として、「**行動指標**」を設定し、毎年の実績により評価します。

また、基本目標の実現に向けて、個別課題の解消の達成状況を測るために、「**成果指標**」を定め、市民意識の醸成度(社会的変化)を確認します。

<指標のイメージ>



4 計画の見方

○本プランの施策の方向性について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

評価項目	内容
成果指標	<u>計画の総括として集計</u> を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	<u>毎年集計</u> を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の取組状況	<u>毎年集計</u> を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

○アンケート調査実績(令和6年度) ※詳細は、各ページでご覧いただけます

・市川市男女共同参画に関する市民意識調査

実施日：令和6年7月19日(金)～8月25日(日) 回答数：1,881件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/gen05/file/0000480351.pdf>



・令和6年度男女共同参画に関するアンケート

実施日：令和7年1月27日(月)～2月9日(日) 回答数：1,196 件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/new01/file/0000479499.pdf>



・令和6年度DVに関するアンケート

実施日：令和7年2月25日(火)～3月10日(月) 回答数：1,175件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/new01/file/0000479502.pdf>

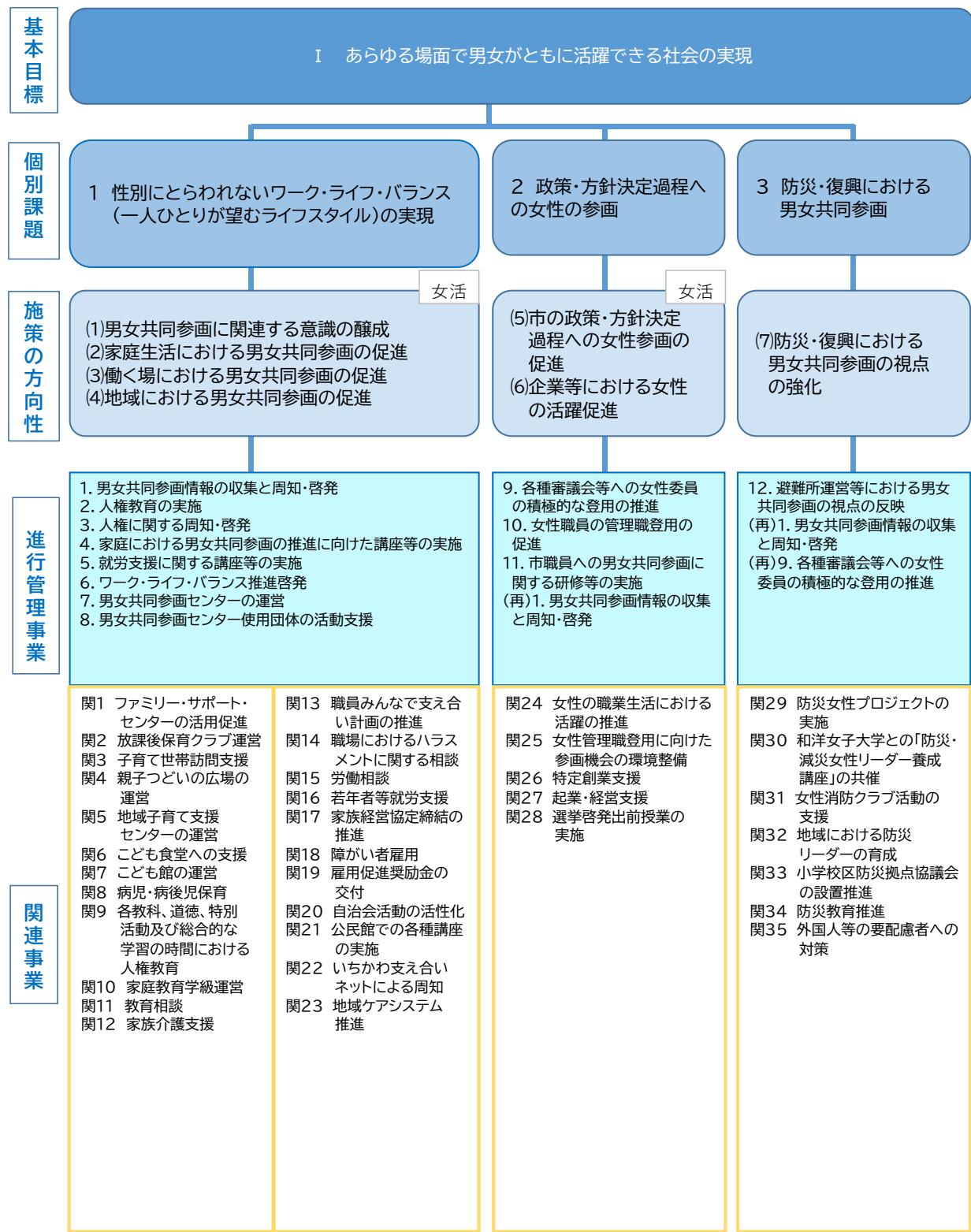


・市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート

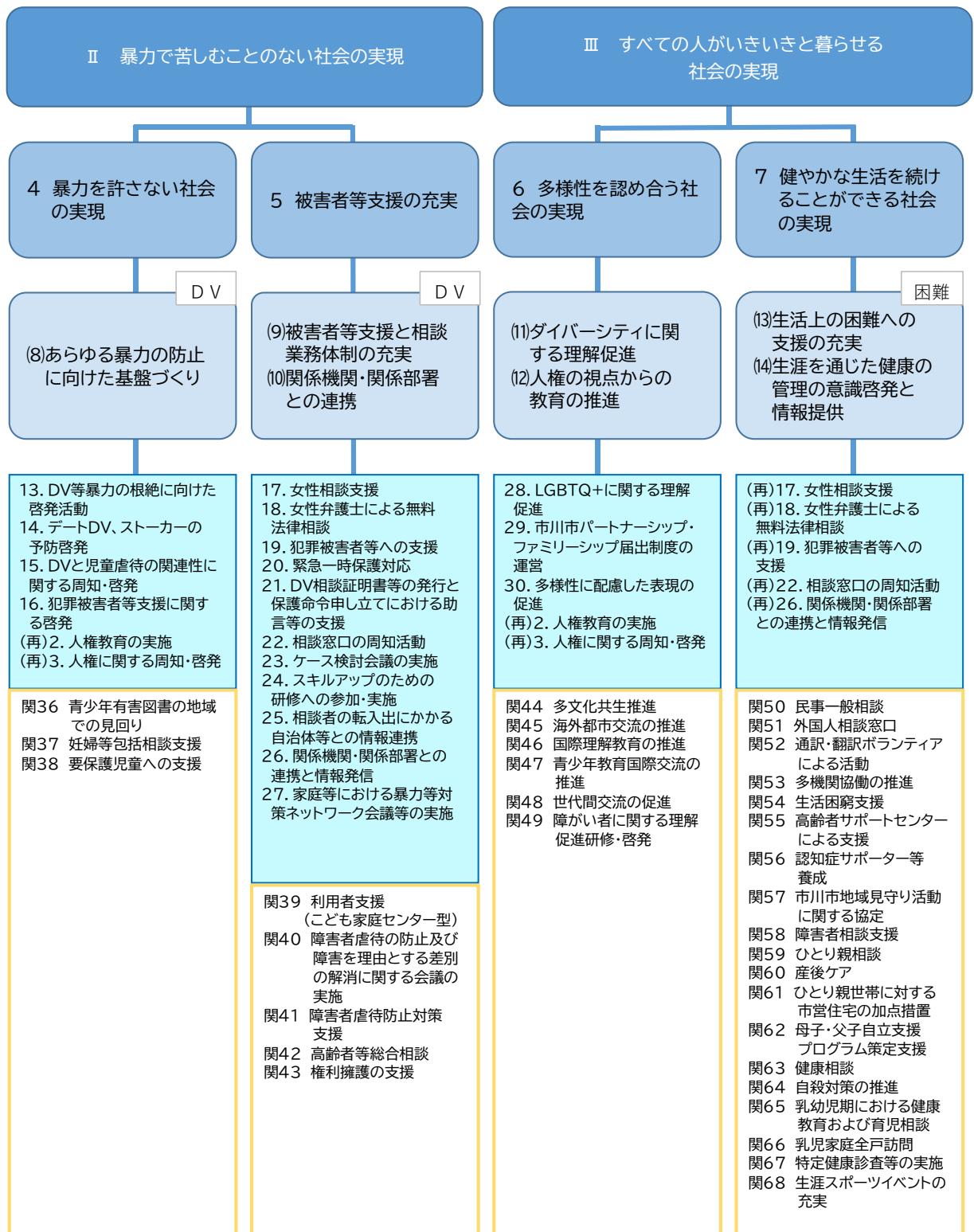
実施日：令和7年12月10日(水)～12月21日(日) 回答数：1,994件

※URLとQRコードはWeb公開後に掲載します。

5 体系図



男女共同参画を推進する体制の整備・管理（進捗管理）



男女共同参画に関する市民意識調査の実施、市川市男女共同参画推進審議会の運営、計画の進捗管理

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、様々な場面で男女がともに活躍できる社会づくりが不可欠です。

そのためには、性別にとらわれず、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現することによる能力発揮の場の創出や、政策・方針決定過程への女性の参画による多様な意見の反映が必要となります。

また、頻発化、激甚化が進む自然災害への対応についても、女性の視点を活かすことで安心安全な避難所運営や視野の広い防災・復興体制の構築など、大きな効果が期待できます。

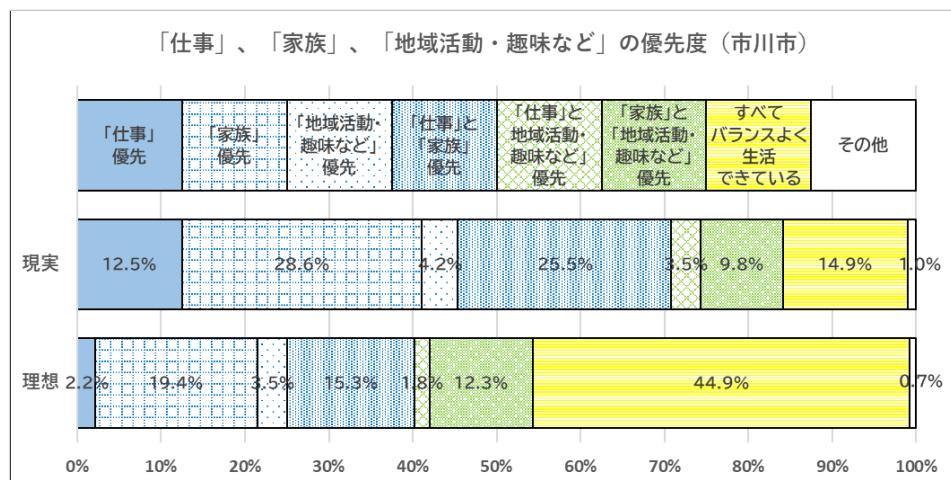
上記を踏まえ、啓発や情報発信等の取組を進めてまいります。

●個別課題1 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス（一人ひとりが望むライフスタイル）の実現

近年、働き方も家庭の在り方も、急速に変化している一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの、理想のバランスは人それぞれ違うものであり、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受することができます。

市民一人ひとりが、希望するワーク・ライフ・バランスで活躍できる社会を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送っていると思う人の割合	71.7%	75%

◇ 施策の方向性

女活

(1) 男女共同参画に関する意識の醸成

- ・あらゆる場面における男女共同参画を実現するため、家庭や職場、学校等の様々な場において、その基盤となる市民の意識啓発に努めます。
- ・市民等に対して、男女共同参画の実現に関する具体的な考え方等を周知するため、関連する情報の収集及び発信を行います。

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消や、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族の協力体制構築の必要性などを啓発する講座等を実施します。

(3) 働く場における男女共同参画の促進

- ・働く場において男女がともに活躍することができるよう、男性の育児休業等の取得率上昇や異性へのハラスメントの防止などを目指し、講座等による啓発に努めます。

(4) 地域における男女共同参画の促進

- ・地域活動において、男女がともに活躍することができるよう、男女共同参画センターの運営や団体の活動支援を実施します。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	89%(参考)	+5%
男女共同参画に関する講座への男性の参加割合	29%	35%
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	84.7% (令和6年度)	100% (令和11年度)
「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	77.1% (令和6年度)	80% (令和11年度)

進行管理事業一覧

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発			
事業概要	男女共同参画の推進に関する国・県・近隣市の取組等の情報を収集します。また、男女共同参画に関する講座等の実施、市職員や企業等に対する情報発信等による情報の周知・啓発を行います。			
指標	市民への男女共同参画に関する情報発信等の回数		現状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)			
事業概要	47ページに掲載			

事業名	3. 人権に関する周知・啓発(後掲)			
事業概要	47ページに掲載			

事業名	4. 家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施				
事業概要	固定的性別役割分担意識の解消や家族の協力体制構築を促進するための講座等を実施します。				
指標	家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	5. 就労支援に関する講座等の実施				
事業概要	多くの市民が個性と能力を活かし、多様な働き方により社会参加を行えるよう、就労支援(スキルアップ)に関する講座やセミナー等を実施します。				
指標	就労支援関連講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	6. ワーク・ライフ・バランス推進啓発				
事業概要	企業や市民等に対して、ワーク・ライフ・バランス推進に関する講座等の実施や市川市公式 Web サイト等を用いた情報提供等を行います。また、庁内の関係課と連携し、市職員に対する育児休業や介護休暇等に関する情報提供等を実施します。				
指標	講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	7. 男女共同参画センターの運営		
事業概要	男女共同参画センターを活用した地域における男女共同参画推進のため、貸館等のセンター運営事業を行います。		
報告	登録団体数	現状 (令和6年度)	369団体

事業名	8. 男女共同参画センター使用団体の活動支援		
事業概要	男女共同参画センター使用団体が開催するイベントについて、市の共催や後援による活動支援を行います。		
報告	市の共催や後援の回数	現状 (令和6年度)	20回

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連1) ファミリー・サポート・センターの活用促進 【こども施策課】	育児の支援をしたい会員と育児の支援を受けたい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。	○市川市こども計画
(関連2) 放課後保育クラブ運営 【学校地域連携推進課】	放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連3) 子育て世帯訪問支援 【こども家庭相談課】	子どもの養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、訪問支援員を派遣して、養育に関する助言、家事・育児支援等を行います。	○市川市こども計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連4) 親子つどいの広場の運営 【こども施策課】	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	○市川市こども計画
(関連5) 地域子育て支援センターの運営 【こども施策課】	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。	○市川市こども計画
(関連6) こども食堂への支援 【こども施策課】	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々と子どもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、子どもの居場所づくりを推進します。	○市川市こども計画
(関連7) こども館の運営 【こども施策課】	児童館等を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進等の支援を行います。	○市川市こども計画
(関連8) 病児・病後児保育 【こども施策課】	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	○市川市こども計画
(関連9) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育 【指導課】	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参加する中で、それぞれの考え方や立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をするとともに、関連する研修を実施します。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連10) 家庭教育学級運営 【学校地域連携推進課】	子育ての中の保護者向けに、家庭教育学級や指導員派遣、個人参加可能な共通講座を通して、様々な学習機会を提供します。子育ての課題解決を支援し、よりよい親子関係を築くことを目指します。	○第4期市川市教育振興基本計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連11) 教育相談 【教育センター】	子育て中の保護者が抱えているさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接相談やカウンセリングを行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連12) 家族介護支援 【地域包括支援課】	要介護被保険者等の状態の維持、改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連13) 職員みんなで支え合い計画 (市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進 【職員課】	子育てをする職員に限らず、全ての職員が仕事と生活を両立することができる勤務環境の整備等を目指し、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。	○職員みんなで支え合い計画(第6次市川市役所次世代育成支援行動計画)
(関連14) 職場におけるハラスメントに関する相談 【職員課 健康管理担当室】	ハラスメントの種類にかかわらず、市職員が相談できる窓口を設置し相談に対応します。	—
(関連15) 労働相談 【商工課】	賃金、解雇、労働時間、労災等の勤労者や中小企業経営者が抱えている労働に関する相談に社会保険労務士が応じます。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
(関連16) 若年者等就労支援 【商工課】	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設し、職場体験を通して就労への不安を解消できるように支援します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次) ○第5期市川市地域福祉計画 ○第5次いちかわハートフルプラン
(関連17) 家族経営協定締結の推進 【農政課】	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかけを行います。	—
(関連18) 障がい者雇用 【人事課、教育総務課】	働く意欲があるもののなかなか就労に結びつかない障がい者を、最長3年間、会計年度任用職員として任用します。 障がい者スタッフは業務経験を積みながら、就労課題を克服し、一般企業等への就労を目指します。	○第5次いちかわハートフルプラン 市川市障害者計画 ○第二次市川市障がい者活躍推進計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連19) 雇用促進奨励金の交付 【商工課】	市内居住の障がい者を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。	○第5次いちかわ ハートフルプラン
(関連 20) 自治会活動の活性化 【自治振興課】	市川市自治会連合協議会において、女性役員の 人材の活性化を図るため、役員と女性会長との 意見交換会を開催します。	－
(関連 21) 公民館での各種講座の実施 【生涯学習振興課】	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年 層・働く女性などを含め、これまで講座に参加す る機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、 時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。	○第4期市川市教 育振興基本計画
(関連 22) いちかわ支え合いネットによる周知 【地域共生課】	市内を中心に活動を行っている市民活動団体等 の情報や生活支援の情報を掲載します。	－
(関連 23) 地域ケアシステム推進 【地域共生課】	地域住民同士の支え合いとして地域コミュニティ の推進を目指すとともに、市内14の地区社会福 祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサ ロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的 な活動を支援します。	○第5期市川市地 域福祉計画

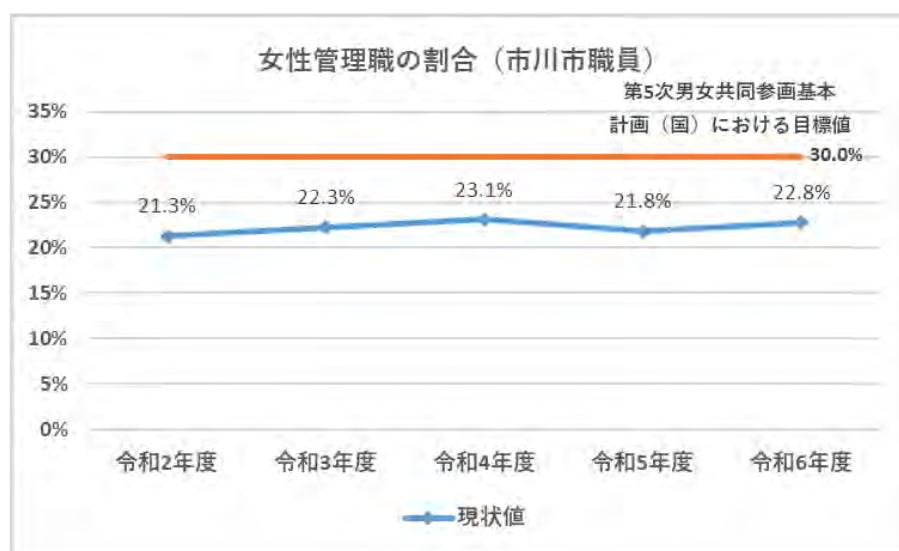


●個別課題2 政策・方針決定過程への女性の参画

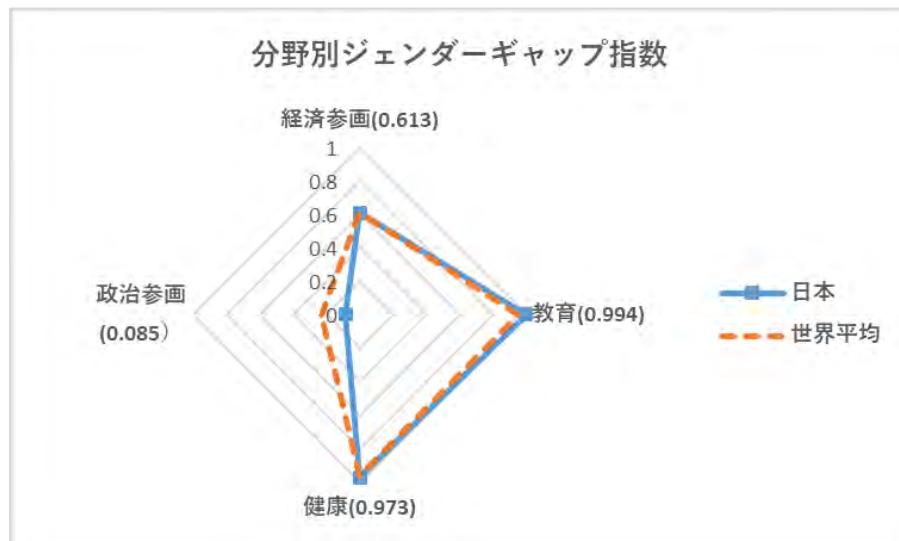
世界経済フォーラムが算出した2025年ジェンダーギャップ指数の日本のスコアは、0.66(118位/148カ国)で、政治参画のスコアはG7の中で最下位でした。

方針決定の段階で様々な視点が加わることにより、活力のある多様性に富んだ社会の発展につながります。

多様な意見が反映されるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。



出典：市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画 年次報告書
市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画 年次報告書



世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2025）」より作成

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	38.2%	40%

◇ 施策の方向性

女活

(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進

- ・政策・方針決定過程における女性の参画を促進するため、そのような役割への女性の登用が進むような意識啓発や環境づくりに取り組みます。

(6)企業等における女性の活躍促進

- ・企業等における方針決定過程への女性の参画を促進するため、情報発信や講座等による意識啓発を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
各種審議会等における女性委員の割合	32.6% (令和7年4月)	40%
市の管理職における女性職員の割合	22.8% (令和7年4月)	30%

進行管理事業一覧

事 業 名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進				
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、女性委員割合の少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求めるとともに、ヒアリング調査等を行い、個々の事情を踏まえ、改善に向けた取組を行うことで、女性委員の積極的な登用を促進します。				
指 標	女性登用促進の依頼回数		現 状 (令和6年度)	1回	
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	10. 女性職員の管理職登用の促進			
事業概要	政策・方針決定過程に男女がともに参画することで、バランスの取れた行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを進めます。			
指標	女性職員向けの研修の実施回数		現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	11. 市職員への男女共同参画に関する研修等の実施			
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かした質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修等を実施します。			
指標	市職員への男女共同参画に関する研修等の実施回数		現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発			
事業概要	20ページ掲載			

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連24) 女性の職業生活における活躍の推進 【人事課】	女性活躍推進法の成立を受け、市女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。	○第三次市川市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
(関連25) 女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備 【義務教育課】	学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。	—
(関連26) 特定創業支援 【商工課】	産業競争力強化法に基づき、地域での創業を促進させるため、商工会議所や大学などの関係機関と連携して市内での創業支援の取組を強化します。	○創業支援等事業計画
(関連27) 起業・経営支援 【商工課】	市内の起業予定者や経営者に対して、個別相談やセミナー、女性起業塾を実施し、起業やすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを行います。	○創業支援等事業計画
(関連28) 選挙啓発出前授業の実施 【選挙管理委員会事務局】	主権者教育を補完するという観点から選挙啓発出前授業を行い、未来の有権者である子どもたちが、政治や選挙の大切さを理解することで、若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図ります。	—



●個別課題3 防災・復興における男女共同参画

南海トラフ地震、首都圏直下型地震の30年以内の発生率はそれぞれ60～90%程度、70%程度と高い数値が予想されています。また、近年は台風等による風水害も増加しています。

東日本大震災や令和6年能登半島地震において課題となった避難所運営や復興について、男女がともに検討していくことで、災害時の困難をより軽減させることができます。

市川市では、女性の視点から、災害への備えや災害発生後の避難所運営等について検討するため、「防災女性プロジェクト(BJ☆プロジェクト)」による活動を行っています。

こういった取組みを継続することに加え、自主防災組織や庁内の防災会議といった場において、女性の割合を増やす等、防災・復興における男女共同参画に取り組んでいきます。



BJ☆Information Vol.4

私達BJ☆プロジェクトは、災害時に避難所で使用されるプライベートテントについて検証しました。

【通常 version】

【コロナ対策 version】

車いすを使用しての検証

～検証結果～

課題点	改善点
① 同じテントが並ぶため、自分のテントが分かりづらい。 ② プライベートテントと授乳室などが隣り合せのため、レイアウトを変更した方が良いのではないか。 ③ プライベートテント内に椅子が並んだ方が過ごしやすいのではないか。 ④ 天井が張りされているため、嫌な臭いが広がる可能性がある。 ⑤ 近隣のテントに知らない人がいると不安に思うのではないか。	① 通路ごとにカラーマークを付け、分かりやすくする。 ② プライベートテントとは別に設ける。 男性更衣室と女性更衣室は別に設ける。 ③ 学校のパイプ椅子等を活用する。 ④ アロマや消臭剤を準備する。 常に換気をする。 ⑤ 高齢者ゾーンや子供がいるゾーン等、似た環境の家族を集めることで不安を少しでも解消する。

今後も女性の視点を活かして、きめ細やかな防災対策に努めていきます！

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	48%(参考)	+5%

◇ 施策の方向性

(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化

- ・女性が安心して避難することができる環境を整えるため、避難所運営への女性の視点の反映に努めます。
- ・視野の広い効果的な防災・復興体制を構築するため、防災会議等における女性の割合増加に努めます。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
防災会議の女性委員の割合	11.8% (令和7年4月)	15%

進行管理事業一覧

事 業 名	12. 避難所運営等における男女共同参画の視点の反映				
事業概要	防災・復興の現場において男女がともに参画し、安全安心な避難所運営や効果的な防災・復興体制を構築できるよう、女性の視点の反映に取り組みます。				
指 標	啓発等の回数	現 状 (令和6年度)	1回		
目 標 値	令和8年度 1回以上	令和9年度 1回以上	令和10年度 1回以上	令和11年度 1回以上	令和12年度 1回以上

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発(再掲)
事業概要	20ページ掲載

事業名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進(再掲)
事業概要	27ページ掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連29) 防災女性プロジェクトの実施 【危機管理課】	女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営及び被災者支援のあり方、復旧対策等に関して検討します。防災関連の講話などで、女性の視点に立った危機管理対策についての啓発活動を行っています。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連 30) 和洋女子大学との「防災・減災女性リーダー養成講座」の共催 【地域防災課】	大学が開講する「防災・減災女性リーダー養成講座」に協力し講座を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連 31) 女性消防クラブ活動の支援 【消防局警防課】	一般家庭からの火災を防止し、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された女性消防クラブに補助金を出し、各種訓練や研修、救命講習を通じ、災害時の適正な対応ができるよう支援します。	—
(関連 32) 地域における防災リーダーの育成 【地域防災課】	地域防災リーダーの育成を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連33) 小学校区防災拠点協議会の設置推進 【地域防災課】	災害時、現地対応の拠点となる小学校区防災拠点を整備するため、地域住民、関係団体等で組織する小学校区防災拠点協議会の設置を推進します。男女双方の意見を出し合いながら減災に向けた活動を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連 34) 防災教育推進 【指導課】	東日本大震災等の教訓を生かすため、3月11日を「防災教育の日」として制定し、防災意識を高めるための教育を推進します。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連 35) 外国人等の要配慮者への対策 【地域防災課】	日本語を十分に理解できない外国人(訪日外国人旅行者含む。)に対し、災害時における安否確認や避難誘導策が円滑に行われるよう、避難案内板の整備や外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施等の対策を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

基本目標II 暴力で苦しむことのない社会の実現

男女共同参画社会の実現には、暴力のない安全安心な生活の基盤を整え、一人ひとりが力を発揮できるようにすることが不可欠となります。

そのためには、いかなる暴力も許さない社会づくり等の予防的な面と、被害者等の支援の面との両方からの対策・支援が必要です。市では、2011(平成23)年より「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有し、女性に対する暴力の根絶や相談支援体制の強化に取り組んでいます。

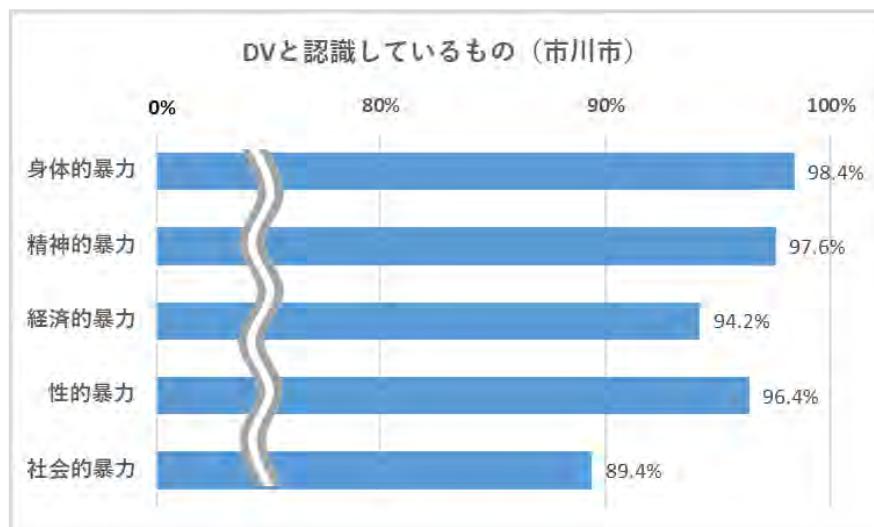
すべての人が暴力で苦しむことのない社会を目指し、暴力防止に向けた意識啓発や被害者等への相談支援等を実施してまいります。

●個別課題4 暝を許さない社会の実現

市民アンケートにおいて、「どのような暴力をDVと認識するか」について質問したところ、「身体的暴力」は98.4%であったのに対し、「社会的暴力」は89.4%にとどまるなど、DVに対する認識にばらつきがありました。

男女ともに正しい知識を身につけ、これまで無自覚であったDV被害やDV加害について認識することは、暴力による苦しみを根絶することにつながります。

DV防止に向けた啓発活動を行う等、暴力を許さない社会の実現を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

身体的暴力：殴る、蹴る等、直接身体を傷つける行為
精神的暴力：心無い言動等により、相手の心を傷つける行為
経済的暴力：生活費を渡さないなど、経済的に苦しめる行為
性的暴力：性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為
社会的暴力：人間関係を制限する、外出させないなどの行為

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%

◇ 施策の方向性

DV

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

- ・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVと思う人の割合	平均91.9%	95%
DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	2.4%	1%

進行管理事業一覧

事 業 名	13. DV等暴力の根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止や、性暴力・性被害防止に関する啓発活動を行います。				
指 標	講座等啓発の回数		現 状 (令和6年度)	8回	
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上

事業名	14. デートDV、ストーカーの予防啓発			
事業概要	教育委員会や学校と連携し、生徒や学校の教職員を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。			
指標	啓発等の実施校数		現状 (令和6年度)	42校
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上

事業名	15. DVと児童虐待の関連性に関する周知・啓発			
事業概要	児童虐待関係部署と協働・連携し、講座等による周知・啓発を行います。			
指標	啓発等の回数		現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	16. 犯罪被害者等支援に関する啓発			
事業概要	犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害防止の重要性について、市民等の理解を深めることができるよう、啓発活動等を講じます。			
指標	リーフレットの配付箇所数		現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)			
事業概要	47ページ掲載			

事業名	3. 人権に関する周知・啓発(後掲)
事業概要	47ページ掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連36) 青少年有害図書の地域での見回り 【教育センター】	市川市少年補導員によるパトロール等の活動の際に、書店等における有害と思われるチラシ・ポスターの撤去依頼を行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連37) 妊婦等包括相談支援 【こども家庭相談課】	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	○市川市こども計画
(関連38) 要保護児童への支援 【こども家庭相談課】	要保護児童等へ適切な支援を実施するため、課題や関係機関の情報を共有し、支援内容の協議や進行管理を行うなどして連携強化を図ります。	○市川市こども計画



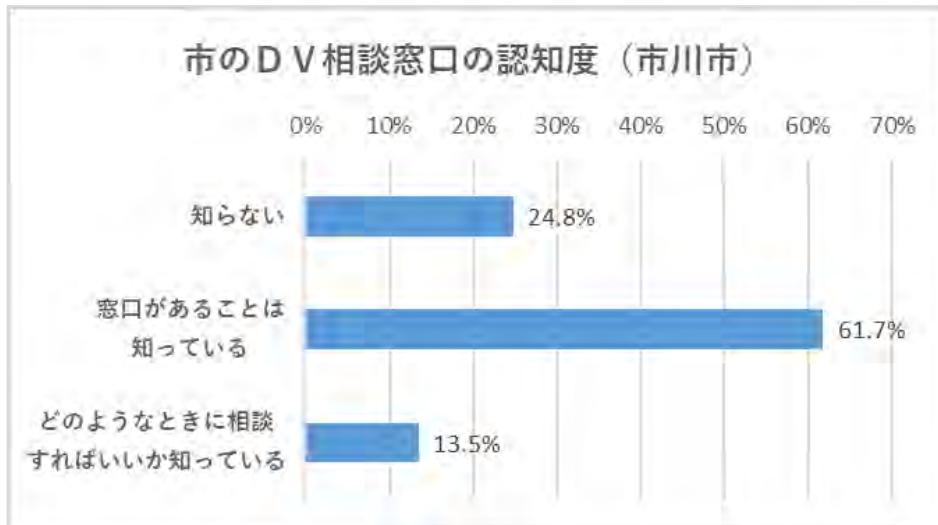
●個別課題5 被害者等支援の充実

ライフスタイルの変化や社会状況の変化に伴い、女性の悩みや困りごとも多岐にわたっています。女性のための相談窓口を開設し、相談者自らが解決方法を見つけられるよう支援します。

「どのようなときにDV相談窓口に相談すればいいか知っている」と回答した方は、1割程度となっています。

DV相談窓口や支援機関についての認知が広がることは、困っている方の早期の発見や適切な支援につながります。

女性のためのあらゆる相談で悩みに寄り添うとともに、窓口の周知を行うほか、相談員の質を確保するため、定期的な研修の実施等、支援の充実を図ります。



出典：令和6年度DVに関するアンケート

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	74.3%	80%

◇ 施策の方向性

DV

(9)被害者等支援と相談業務体制の充実

- ・被害者等が暴力の苦しみから解放されるよう、各種支援を行います。
- ・被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ・質の高い被害者等支援を目指し、担当職員のスキルアップや相談業務体制の充実等、適正な制度の運用に努めます。

(10)関係機関・関係部署との連携

- ・各種制度を効果的に活用するため、関係機関や関係部署との日常的な連携や情報共有に努めます。
- ・円滑な被害者等支援につなげるため、関係機関が集まる会議を実施し、連携強化を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	20.8%	25%

進行管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援		
事業概要	市内にいる女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、問題解決に向けた相談に対応します。必要に応じ、生活再建に向けた訪問・同行支援を行います。※支援フロー P.56		
報告	女性相談の新規相談件数	現状 (令和6年度)	304件

事業名	18. 女性弁護士による無料法律相談		
事業概要	別居や離婚などにおける法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料の法律相談を実施します。		
報告	無料法律相談の利用件数	現状 (令和6年度)	73件

事業名	19. 犯罪被害者等への支援		
事業概要	犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、見舞金の支給等を行います。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。		
報告	犯罪被害者等の相談件数	現状 (令和6年度)	—

事業名	20. 緊急一時保護対応		
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴者の一時保護にかかる支援を行います。		
報告	緊急一時保護の対応件数	現状 (令和6年度)	7件 (避難件数)

事業名	21. DV相談証明書等の発行と保護命令申し立てにおける助言等の支援		
事業概要	児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書や住民基本台帳の閲覧制限のための確認書などを発行します。また、保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。		
報告	DV相談証明書の発行件数	現状 (令和6年度)	88件

事業名	22. 相談窓口の周知活動				
事業概要	女性相談窓口の周知のため、案内カードを関係部署の窓口等に設置します。また、外国人への周知として、5ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語）に対応した案内カードを設置します。困りごとの解決に適した窓口にたどりつけるよう、他機関の窓口周知も併せて行います。				
指標	案内カード設置箇所数			現状 (令和6年度)	79箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上

事業名	23. ケース検討会議の実施				
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。				
指標	会議実施回数			現状 (令和6年度)	48回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	48回以上	48回以上	48回以上	48回以上	48回以上

事業名	24. スキルアップのための研修への参加・実施				
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、各種制度の理解など、担当職員のスキルアップを図るため、国や県等の研修等への積極的な参加を進めます。また、相談対応時の基本的態度や心得、困難事例への対応方法、対応職員のセルフケアなど、状況に合わせた研修を実施し、関係機関や関係部署にも参加を促します。				
指標	研修の受講回数			現状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

事業名	25. 相談者の転入出にかかる自治体等との情報連携		
事業概要	継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその家族の状況に応じ、居住する自治体等と情報連携を行います。		
報告	相談者別関係機関実件数	現状 (令和6年度)	—

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信		
事業概要	<p>DV被害者がスムーズに生活再建できるよう、必要に応じて関係機関・関係部署と情報連携を行います。また、関係機関等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。</p> <p>DV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう関係部署の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるよう啓発を実施します。</p> <p style="text-align: right;">※ 連携図 P.58</p>		
報告	こども関係部署と連携した件数(延べ件数)	現状 (令和6年度)	111件

事業名	27. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施		
事業概要	<p>DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワークの代表者会議を開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。</p> <p>また、DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。</p> <p style="text-align: right;">※ 体系図 P.59</p>		
指標	ネットワーク会議への出席機関数		現状 (令和6年度)
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	22機関以上	22機関以上	22機関以上
	令和11年度	令和12年度	22機関以上
	22機関以上	22機関以上	22機関以上

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連39) 利用者支援 (こども家庭センター型) 【こども家庭相談課】	母子保健と児童福祉の一体的な相談・支援、児童虐待の通告窓口としての相談対応、情報提供や関係機関への連絡調整等を行い、ニーズに応じた支援内容を提供します。	○市川市こども計画
(関連 40) 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の実施 【障がい者支援課】	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン
(関連 41) 障害者虐待防止対策支援 【障がい者支援課】	市川市障害者虐待防止センターと連携を図り、障害者虐待の相談・通報対応、事実確認調査および事案への支援対応などを行います。	—
(関連 42) 高齢者等総合相談 【地域包括支援課】	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連 43) 権利擁護の支援 【地域包括支援課】	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待の防止に関する会議を開催します。 その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施します。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

基本目標III　すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現

男女間の性差や年齢、国籍、性的指向・性自認、障がい、貧困などを理由に、社会的困難に直面する例が多くあります。

すべての人の人権が尊重され、多様な個性を認め合うことは、一人ひとりが力を発揮できるいきいきとした生活には不可欠です。

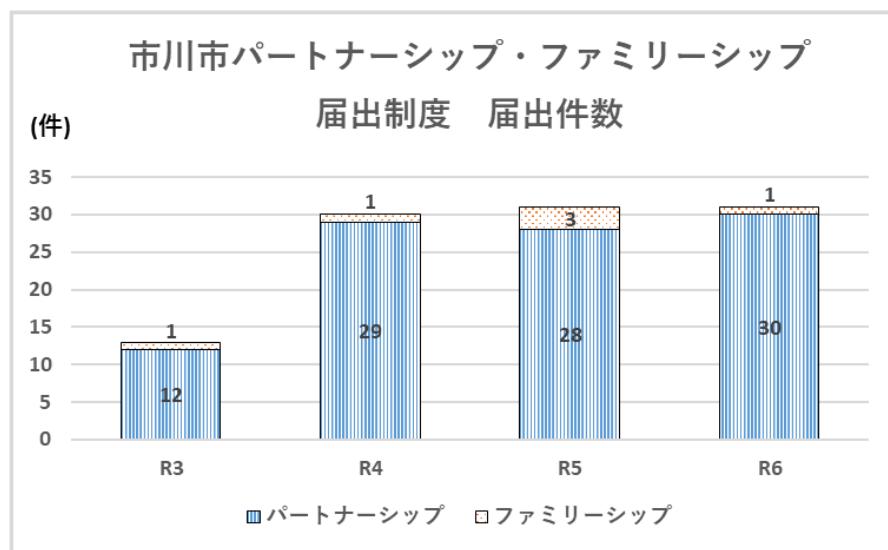
また、心身ともに健康な状態を保つことは、男女ともに様々な場面で活躍することにつながります。

このようにすべての人がいきいきと暮らせる社会の実現を目指とし、各種取組や関係機関との連携に努めてまいります。

●個別課題6 多様性を認め合う社会の実現

性別を問わず、パートナーシップの関係にあることを届け出ることのできる「パートナーシップ制度」を導入している自治体は、2025年5月末現在、全国で500を超えてます。一人ひとりが多様性を認め合うことができれば、あらゆる人が暮らしやすさを感じることにつながります。

LGBTQ+の方をはじめ、外国人、高齢者、子ども、障がい者等、すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現に向け、取組を進めます。



出典：市川市ダイバーシティ推進課 届出件数集計表

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	67.5%	70%

◇ 施策の方向性

(11)ダイバーシティに関する理解促進

- ・すべての人がいきいきと生活できるよう、多様な立場への理解を促進する講座を実施します。
- ・人の結びつきの様々な形を後押しするため、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を運用します。

(12)人権の視点からの教育の推進

- ・すべての人が尊重される社会を実現するため、市民等の人権意識の啓発につながるイベント等を実施します。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
パートナーシップ届出件数	30件	30件以上
LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	74%(参考)	+5%

進行管理事業一覧

事業名	28. LGBTQ+に関する理解促進			
事業概要	LGBTQ+に対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTQ+に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。			
指標	啓発活動の回数		現状 (令和6年度)	6回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上

事業名	29. 市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営			
事業概要	すべての人の人権が尊重され、性自認や性的指向に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営を行います。			
指標	制度の周知団体数		現状 (令和6年度)	6団体
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6団体以上	6団体以上	6団体以上	6団体以上

事業名	30. 多様性に配慮した表現の促進			
事業概要	一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合う社会を実現するため、発行物等における多様性に配慮した表現を促進します。			
指標	市職員への多様性に配慮した表現に関する情報発信の回数		現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	2. 人権教育の実施			
事業概要	人権擁護委員と連携し、主に未就学児から中学生の人権意識の高揚を図るために、幼稚園や小学校(人権教室)、中学校(人権講演会)における人権啓発活動を実施します。			
指標	小学校における人権教室の実施校数		現状 (令和6年度)	39校
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	39校	39校	39校	39校

事業名	3. 人権に関する周知・啓発			
事業概要	年齢や国籍、性的指向・性自認、障がいなどの属性に関連する人権問題が解消されるとともに、すべての人の人権が尊重されるよう、イベントの実施等を通じた周知啓発を行います。			
指標	イベントを通じた啓発回数		現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

関連事業一覧

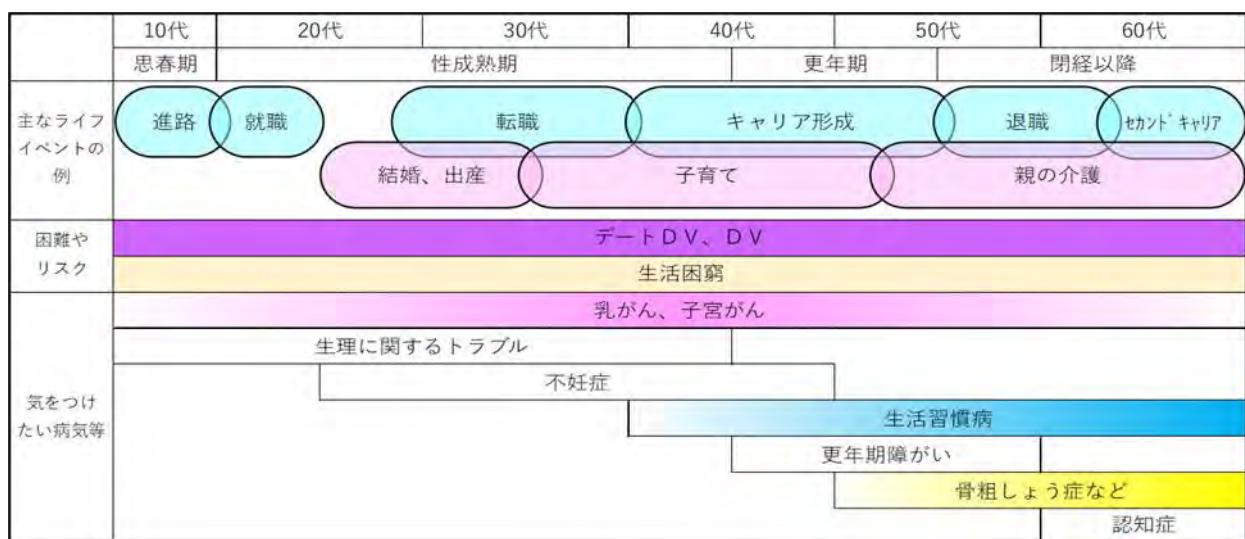
事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 44) 多文化共生推進 【国際交流課】	こどもたちの異文化理解を促進するため、市内小学校において多文化共生出前講座を行います。また、在住外国人への日本語学習支援強化のため、日本語ボランティア講師を養成するための研修を行います。	—
(関連 45) 海外都市交流の推進 【国際交流課】	姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間ににおける市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。	—

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連46) 国際理解教育の推進 【指導課】	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連47) 青少年教育国際交流の推進 【指導課】	本市の中学生が海外交流を通して、改めて日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、異なる文化を持つ人々と理解し合い、地域でも国際社会でも活躍できる青少年を育成します。	—
(関連48) 世代間交流の促進 【学校地域連携推進課】	子どもたちの健全育成・コミュニティ作り・生涯学習社会の創造を目的とし、ボランティアで組織された16学校区の実行委員会と委託契約を結び、遊びを通して子どもたちとの主体的な関わりによる活動や交流を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連49) 障がい者に関する理解促進研修・啓発 【障がい者支援課】	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン

●個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現

健やかな生活を続けるために必要なことの1つは、性差に応じた的確な保健・医療を享受できる環境を整えることです。ライフステージに沿って心身や環境に様々な変化が起こりうる各段階での適切な支援を行います。

また、女性は、性差に起因する困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性について、既存の支援である女性相談や市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)等の事業を活用し、様々な機関と連携しながら支援を行っていきます。



成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

◇ 施策の方向性

困難

(13)生活上の困難への支援の充実

- ・性差に起因する困難な問題を抱える女性について、心身ともに健康な生活を送ることができるように、相談窓口の周知や相談業務及び法律相談の実施により支援します。

(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

- ・男女ともに継続して活躍することができるよう、健康に関する意識啓発や情報提供を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	17.4 (平成26~28年平均)	12.2 (令和6~8年平均)
健康寿命	男性 82.94歳 女性 86.02歳 (令和3年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

進行管理事業一覧

事 業 名	17. 女性相談支援(再掲)
事業概要	39ページに掲載

事 業 名	18. 女性弁護士による無料法律相談(再掲)
事業概要	40ページに掲載

事 業 名	19. 犯罪被害者等への支援(再掲)
事業概要	40ページに掲載

事業名	22. 相談窓口の周知活動(再掲)
事業概要	41ページに掲載

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信(再掲)
事業概要	42ページに掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連50) 民事一般相談 【総合市民相談課】	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をします。	—
(関連 51) 外国人相談窓口 【国際交流課】	在日外国人のためのインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。	—
(関連 52) 通訳・翻訳ボランティアによる活動 【国際交流課】	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。	—
(関連 53) 多機関協働の推進 【地域共生課】	複雑化・複合化した課題について、調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理、支援の進捗状況等の把握など、支援者の支援を行います。また、必要に応じて支援関係機関等と連携しながら相談者本人への直接的な支援や、相談支援機関の専門職へ助言等を行います。	○第5期市川市地域福祉計画
(関連 54) 生活困窮支援 【地域共生課】	生活困窮者等が自立した生活を送れるよう、自立相談支援機関にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施します。	○第5期市川市地域福祉計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連55) 高齢者サポートセンターによる支援 【地域包括支援課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などの専門職が健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連56) 認知症サポーター等養成 【地域包括支援課】	認知症の人を正しく理解した認知症の人への応援者である認知症サポーターを養成する講座への参加を地域住民等に広く呼びかけます。また、高齢者と接する様々な職場や小中学校での開催を強化し、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連57) 市川市地域見守り活動に関する協定 【地域包括支援課】	孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的として、平成25年11月に各種民間事業所と取り交わした「市川市地域見守り活動に関する協定書」に基づき、事業者より通報があった場合に安否確認を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連58) 障害者相談支援 【障がい者支援課】	障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者の福祉サービス利用や権利擁護に関する支援を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン
(関連59) ひとり親相談 【子育て給付課】	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。	—
(関連60) 産後ケア 【こども家庭相談課】	利用者の状況や希望に合わせ、母親の身体的ケアや授乳の指導、心理的ケア、育児手技等の具体的指導や相談、休息等の産後ケア(宿泊型・デイサービス型・訪問型)を実施します。	○市川市こども計画
(関連61) ひとり親世帯に対する市営住宅の加点措置 【市営住宅課】	市営住宅の入居募集において、ひとり親世帯に住宅困窮度の加点をすることで、入居の可能性を広げ、住宅確保の支援を行います。	—
(関連62) 母子・父子自立支援プログラム策定支援 【子育て給付課】	児童扶養手当受給者等が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを策定し、自立を支援します。	—

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 63) 健康相談 【保健センター健康支援課】	電話及び所内面接により、ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。	○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)※R8 開始予定
(関連 64) 自殺対策の推進 【保健センター健康支援課】	本市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数・自殺未遂者数の減少を図ります。また、相談対応、研修や講座開催などにより、こころの健康に関する知識の普及・啓発を図ります。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
(関連 65) 乳幼児期における健康教育 および育児相談 【こども家庭相談課】	妊娠期から子育て期にわたる健康教育および育児相談を実施することにより、保護者が見通しを持った育児を実施することで、育児不安の軽減につなげます。	○市川市こども計画 ○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)※R8 開始予定
(関連66) 乳児家庭全戸訪問 【こども家庭相談課】	出生連絡票をもとに、新生児及び1～2か月児のいる家庭への全戸訪問を実施し、個別あるいは家庭のニーズに応じた相談・支援を行います。	○市川市こども計画 ○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)※R8 開始予定
(関連67) 特定健康診査等の実施 【保健センター健康支援課】	各種がん検診や肝炎ウイルス検診を実施します。また、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し特定健康診査、千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。	○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)※R8 開始予定
(関連68) 生涯スポーツイベントの充実 【スポーツ推進課】	現在行われている「みんなでスポーツ」、「ラグビーフェスティバル」、「ツーデーマーチ」といったイベントのPRの促進や内容を充実させ、参加者の増加を図ります。	○第2期市川市スポーツ推進計画



5 指標一覧

<成果指標>

基本目標 I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現	希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送っていると思う人の割合	71.7%	75%
2. 政策・方針決定過程への女性の参画	政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	38.2%	40%
3. 防災・復興における男女共同参画	女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合 (参考値 48%)		+2~3%

基本目標 II 暴力で苦しむことのない社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
4. 暝力を許さない社会の実現	いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%
5. 被害者等支援の充実	暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	74.3%	80%

基本目標 III すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
6. 多様性を認め合う社会の実現	市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	67.5%	70%
7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現	心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

<行動指標>

個別課題 1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)
(1)男女共同参画に関連する意識の醸成	・男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	・(参考89%)	・ +5 %
(2)家庭生活における男女共同参画の促進	・男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	・ 29 %	・ 35 %
(3)働く場における男女共同参画の促進	・「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	・ 84.7%	・ 100 % (令和11年度)
(4)地域における男女共同参画の促進	・「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	・ 77.1 %	・ 80 % (令和11年度)
個別課題 2. 政策・方針決定過程への女性の参画			
(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進	・各種審議会等における女性委員の割合	・ 32.6 % (令和7年4月)	・ 40 %
(6)企業等における女性の活躍促進	・市の管理職における女性職員の割合	・ 22.8 % (令和7年4月)	・ 30 %
個別課題 3. 防災・復興における男女共同参画			
(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化	・防災会議の女性委員の割合	・ 11.8 % (令和7年4月)	・ 15 %
個別課題 4. 暴力を許さない社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり	・身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVと思う人の割合 ・DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	・平均91.9% ・ 2.4%	・ 95 % ・ 1 %
個別課題 5. 被害者等支援の充実			
(9)被害者等支援と相談業務体制の充実	・DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	・ 20.8 %	・ 25 %
(10)関係機関・関係部署との連携			
個別課題 6. 多様性を認め合う社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値	目標値 (令和12年)
(11)ダイバーシティに関する理解促進	・パートナーシップ届出件数	・ 30 件 (令和6年度)	・ 30件以上
(12)人権の視点からの教育の推進	・LGBTQ+への理解が大変深まつたと回答した講座受講者の割合	・(参考 74%) (令和7年12月)	・ +5 %
個別課題 7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現			
(13)生活上の困難への支援の充実	・自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	・ 17.4 (H26~H28年平均)	・ 12.2 (R6~R8年平均)
(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供	・健康寿命	・ 男性82.94歳 女性86.02歳 (令和3年度)	・平均寿命の增加分を上回る 健康寿命の増加

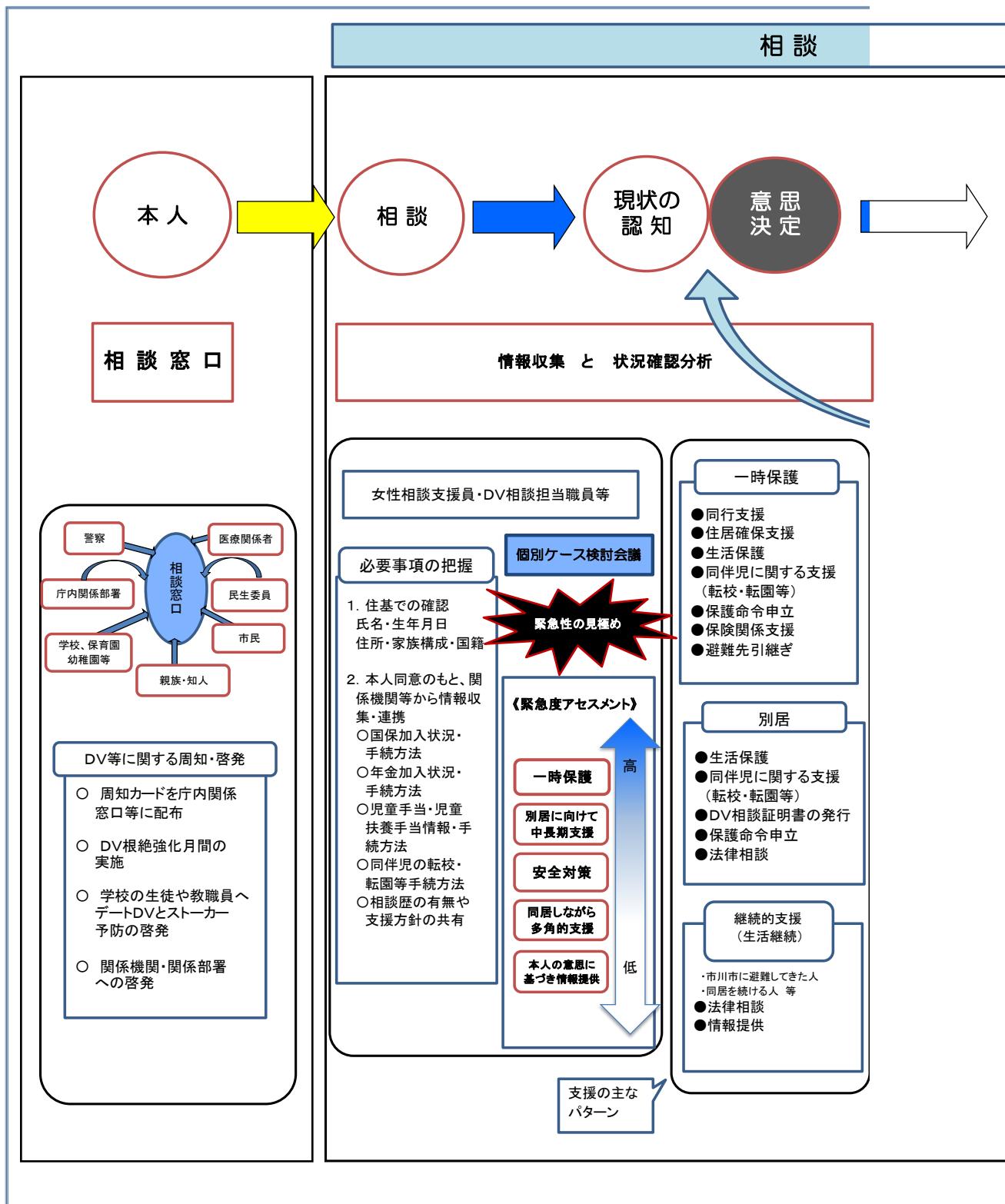
成果指標の現状値 引用元一覧

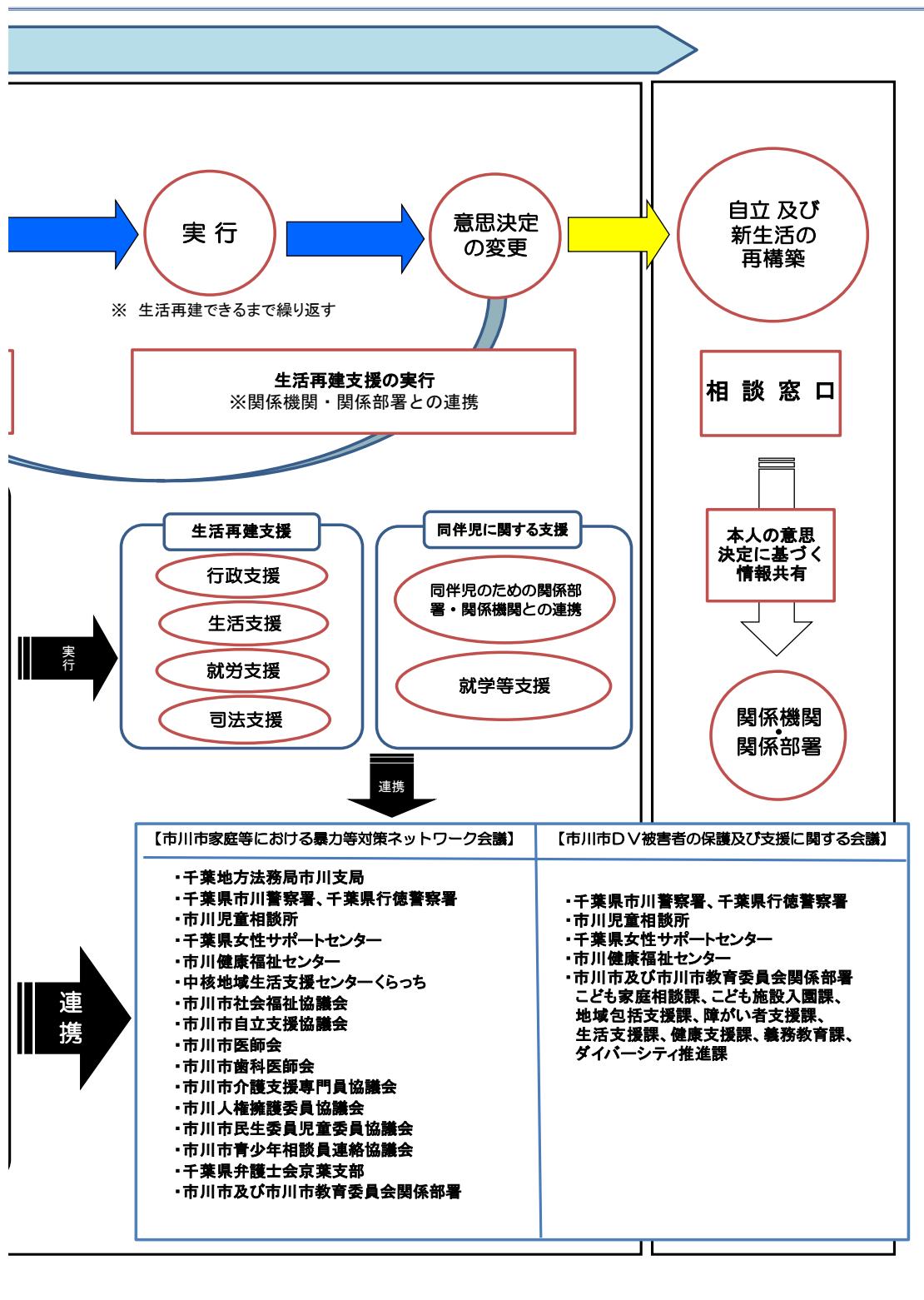
成果指標の内容	現状値の引用元
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送れていると思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	小学校区防災拠点協議会避難所開設運営訓練における男女共同参画についてのアンケート(令和7年度実施)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
心身ともに健康と感じている人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)

行動指標の現状値 引用元一覧

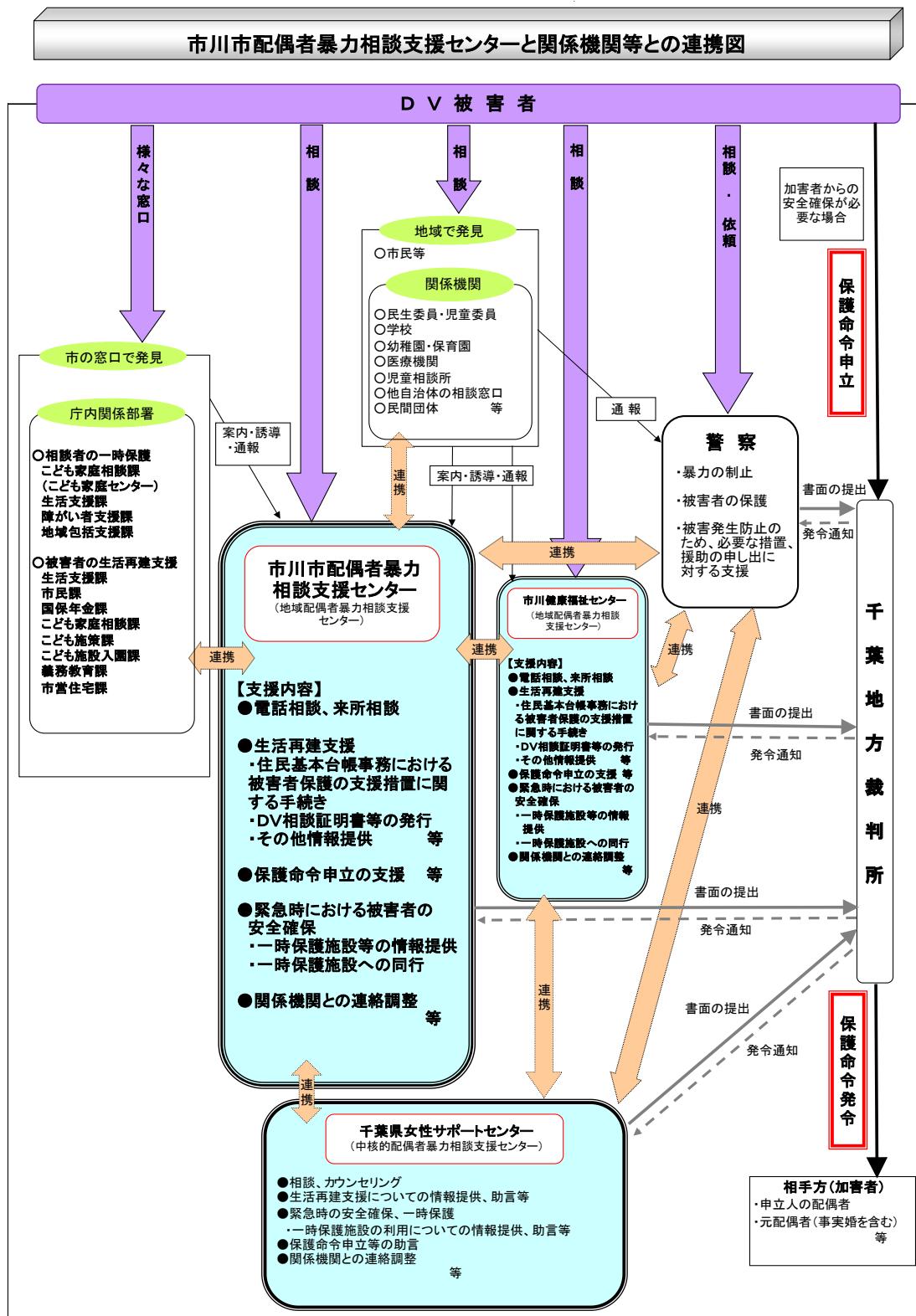
行動指標の内容	現状値の引用元
男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	令和7年度に実施した男女共同参画に関連する講座における参加者アンケート
男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	令和7年度に実施した男女共同参画に関連する講座における参加者データ
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画
「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画
各種審議会等における女性委員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
市の管理職における女性職員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
防災会議の女性委員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVと思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
パートナーシップ届出件数	市川市ダイバーシティ推進課集計データ(令和6年度)
LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	令和7年度に実施した LGBTQ+に関連する講座における受講者アンケート
自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
健康寿命	千葉県の市町村「令和3年度平均寿命・健康寿命の状況」

被害者等支援フロー図



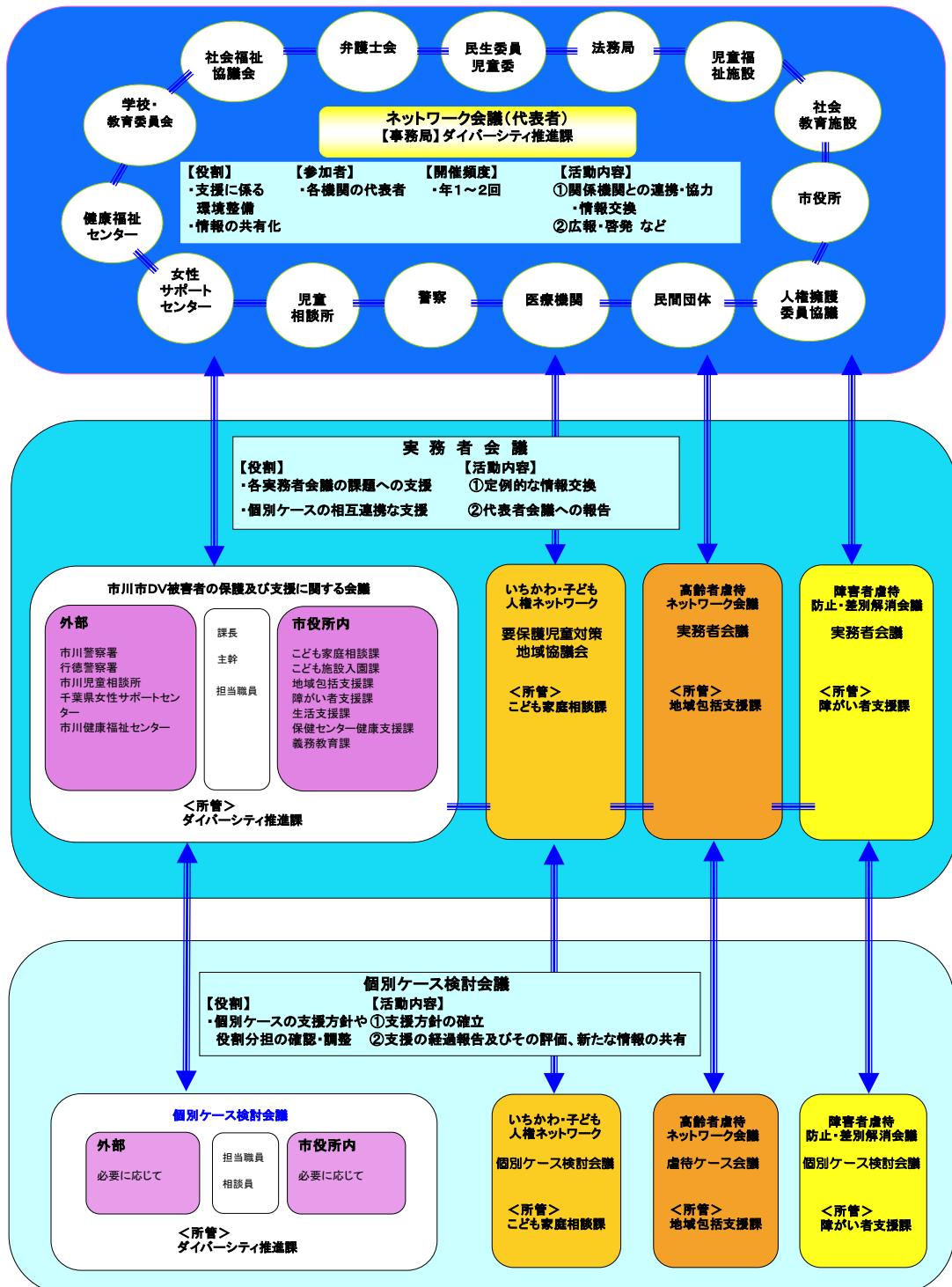


P.39 「女性相談支援」における支援フロー



P.42 「関係機関・関係部署との連携と情報発信」における連携図

市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



P.43 「家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施」における体系図

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国	千葉県	市川市
1975 (昭 50)	・国際婦人年世界会議(メキシコ) ・世界行動計画 採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室 開設		
1976 (昭 51)	・国際婦人の10年と宣言(第30回国連総会)	・「戸籍法」改正		
1977 (昭 52)		・「国内行動計画」策定(推進本部決定) ・「国内行動計画前期重点目標」取りまとめ発表 ・国立婦人教育会館開館	・千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978 (昭 53)			・「青少年課」を「青少年婦人科」に改組 婦人班を設置	
1979 (昭 54)	・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置	
1980 (昭 55)	・「国際婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン開催) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981 (昭 56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定(推進本部決定)	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館 開設	
1982 (昭 57)			・「婦人問題推進のつどい」開催	・総務部婦人担当室 設置 ・勤労福祉センター内に婦人フロア(婦人ホーム)オープン
1983 (昭 58)				・「市川市婦人問題協議会条例」制定 ・啓発紙「いぶき」創刊
1985 (昭 60)	・「国連婦人の10年(最終年)」ナイロビ世界会議(ケニア・ナイロビ) ・「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」、「戸籍法」改正 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」制定	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」設置	・「婦人行動計画」策定に着手
1986 (昭 61)			・「婦人フォーラム」県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・「婦人の海外派遣(婦人のつばさ)」実施	・市川市婦人問題協議会委員委託 ・「男女平等社会への市川市行動計画案」を同協議会に諮問
1987 (昭 62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (昭 63)			・「国際婦人フォーラム」開催	・「男女平等社会への市川市行動計画」決定
1989 (平 1)			・「婦人問題に関する意識調査」実施	・婦人会館(仮)着工
1991 (平 3)		・「新国内行動計画(第1次改正)」策定(推進本部決定) ・「育児休業法」成立(平成4年施行)	・「さわやかちば女性プラン」策定	・婦人会館(仮)竣工 女性センターとしてオープン

年	世界	国	千葉県	市川市
1992 (平4)		・内閣官房長官を婦人問題担当大臣に任命	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1993 (平5)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(第48回国連総会)	・「婦人問題担当大臣」を「女性問題担当」に変更	・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発行 ・「女性会館(仮称)開設準備委員会」設置 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施	・「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」施行
1994 (平6)	「ジャカルタ宣言」及び「行動計画」採択	・総理府に「男女共同参画室」新設及び「男女共同参画審議会」を新設設置 ・総理府「婦人問題企画推進本部」を、内閣「男女共同参画推進本部」に改組		
1995 (平7)	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「ILO156号条約」批准 ・「育児介護休業法」改正	・第4回世界女性会議(NGO フォーラム)派遣事業実施	・「男女平等社会への市川市行動計画」改訂 ・女性担当室を女性政策課に改称、同時に女性センター内に移転
1996 (平8)		・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) ・「男女共同参画推進会議(えがりてネットワーク)」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター 開設	・「第4次実施計画」策定
1997 (平9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「セクシャル・ハラスメントに対するガイド指針」公表 ・「女性問題担当」を「男女共同参画担当」に変更		
1998 (平10)		・男女共同参画基本法策定に向けての論点整理の公表		・管理職に対する研修 ・セクシャル・ハラスメント相談窓口を開設 ・職員意識調査実施 ・女性大学院開講
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「改正育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行		・「第5次実施計画」策定 ・管理職に対する研修
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」及び「成果文書」採択	・介護保険制度スタート ・「ストーカー規制法」成立 ・「児童虐待防止法」成立 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「新・行動計画」策定に着手(職員ワーキング・グループ) ・女性センター開館10周年記念イベント「ウィズ10の集い」開催
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」改組 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」成立 ・内閣官房長官を内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣「婦人問題担当大臣」に任命	・「千葉県男女共同参画計画」策定	・「市川市男女共同参画行動計画策定市民会議」による計画原案の策定 ・「市川市暴力被害母子等緊急一時保護等実施要綱」制定
2002 (平14)			・「千葉県女性サポートセンター」開設	・育児休業推進優良事務所の表彰開始 ・「市川市男女共同参画基本計画」策定
2003 (平15)				・「市川市男女平等基本条例」施行

年	世界	国	千葉県	市川市
2004 (平 16)		・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」改正	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2005 (平 17)	・第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006 (平 18)		・「改正男女雇用機会均等法」改正	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター 開設 ・「第2次千葉県男女共同参画基本計画」策定	
2007 (平 19)		・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「市川市男女平等基本条例」を廃止、「市川市男女共同参画社会基本条例」を新たに施行
2008 (平 20)				・「市川市男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ・「市川市男女共同参画基本計画第3次実施計画」策定
2010 (平 22)	・第50回国連婦人の地位向上委員会「北京+15」開催	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 行動指針」改正 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「第二次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
2011 (平 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		・「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	・「市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画」策定
2012 (平 24)		・「女性の活躍促進における経済活性化行動計画」策定	・ちば県民共生センターを千葉県男女共同参画センターに名称変更	
2013 (平 25)		・「ストーカー規制法」改正 ・「DV防止法」改正		
2014 (平 26)				・「市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画」策定
2015 (平 27)	・第59回 国連婦人の地位向上委員会「北京+20」開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「第三次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定
2016 (平 28)			・「第4次千葉県男女共同参画計画」策定	・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
2017 (平 29)		・「ストーカー規制法」改正		・「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画」策定
2018 (平 30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布		
2019 (令 元)		・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正		・「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」施行

年	世界	国	千葉県	市川市
2020 (令 2)	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催	・「第5次男女共同参画基本計画」策定		・「市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画」策定 ・「第四次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 第二次計画」策定
2021 (令 3)	・第65回国連婦人の地位委員会開催	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「第5次千葉県男女共同参画計画」策定	
2022 (令 4)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立		・「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」施行
2023 (令 5)		・「DV防止法」改正 ・「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布		・「市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画」策定 ・「第五次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画第三次計画」策定
2024 (令 6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」施行 ・「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

市川市男女共同参画基本計画

令和8年 月

市川市 総務部 ダイバーシティ推進課
〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号

目標値の設定における基本的な考え方

- ①国の男女共同参画基本計画や市川市の他の計画における目標値を参考に目標値を設定
- ②現計画（市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画）の成果指標における目標値を設定
- ③現計画の成果指標における実績の上昇値を参考に5年間で+2～3%を目標値とする
(調査対象の母数の少ない指標については+5%とする)

※現状値が（参考値）となっているものは、データ収集中のものであり、途中経過の数値となります。

<成果指標>※いずれも、肯定的な選択の合計割合です

基本目標 I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現				
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス（一人ひとりが望むライフスタイル）の実現	希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送っていると思う人の割合	71.7%	75%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。
2. 政策・方針決定過程への女性の参画	政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	38.2%	40%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。
3. 防災・復興における男女共同参画	女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合 (参考値48%)		+2～3%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。
基本目標 II 暴力で苦しむことのない社会の実現				
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
4. 暝力を許さない社会の実現	いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%	市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画における類似の指標の目標値に合わせ設定。
5. 被害者等支援の充実	暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	74.3%	80%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。
基本目標 III すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現				
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
6. 多様性を認め合う社会の実現	市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	67.5%	70%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。
7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現	心身ともに健康を感じている人の割合	74.6%	80%	5年間で2～3%上昇させることで目標値を設定。

<行動指標>

個別課題 1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現

施策の方向性

- (1)男女共同参画に関連する意識の醸成
- (2)家庭生活における男女共同参画の促進
- (3)働く場における男女共同参画の促進
- (4)地域における男女共同参画の促進

対応する指標	現状値 (令和6年年度)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	・(参考89%)	・ +5 %	5年間で5%上昇させることで目標値を設定。
・男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	・ 29 %	・ 35 %	5年間で5%上昇させることで目標値を設定。
・「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	・ 84.7%	・ 100 % (令和11年度)	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画における現状値・目標値を設定。
・「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	・ 77.1 %	・ 80 % (令和11年度)	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画における現状値・目標値を設定。

個別課題 2. 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の方向性

- (5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進
- (6)企業等における女性の活躍促進

対応する指標	現状値 (令和7年4月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・各種審議会等における女性委員の割合	・ 32.6 %	・ 40 %	市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画における同指標の目標値を設定。
・市の管理職における女性職員の割合	・ 22.8 %	・ 30 %	市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画における同指標の目標値を設定。

個別課題 3. 防災・復興における男女共同参画

施策の方向性

- (7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化

対応する指標	現状値 (令和7年4月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・防災会議の女性委員の割合	・ 11.8 %	・ 15 %	国の第6次男女共同参画基本計画の成果目標を参考に目標値を設定。

<行動指標>

個別課題 4. 暴力を許さない社会の実現

施策の方向性 (8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり			
対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVと思う人の割合	・平均91. 9%	・ 95 %	5年間で5%上昇させることで目標値を設定。
・DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	・ 2. 4%	・ 1 %	できる限り0%に近づけることをを目指し、目標値を設定。

個別課題 5. 被害者等支援の充実

施策の方向性 (9)被害者等支援と相談業務体制の充実 (10)関係機関・関係部署との連携			
対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	・ 20. 8 %	・ 25 %	5年間で5%上昇させることで目標値を設定。

個別課題 6. 多様性を認め合う社会の実現

施策の方向性 (11)ダイバーシティに関する理解促進 (12)人権の視点からの教育の推進			
対応する指標	現状値	目標値 (令和12年)	目標値説明
・パートナーシップ届出件数	・ 30 件 (令和6年度)	・ 30件以上	令和6年度の現状値からの増加を目指し、目標値を設定。
・LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	・(参考74%) (令和7年12月)	・ +5 %	5年間で5%上昇させることで目標値を設定。

個別課題 7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現

施策の方向性 (13)生活上の困難への支援の充実 (14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供			
対応する指標	現状値 (令和7年4月)	目標値 (令和12年)	目標値説明
・自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	・ 17. 4 (H26~28年平均)	・ 12. 2 (R6~8年平均)	いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)における現状値・目標値を設定。
・健康寿命	・男性82. 94歳 女性86. 02歳 (令和3年度)	・平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加	市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)における現状値・目標値を設定。

第2回市川市男女共同参画推進審議会におけるご意見と対応

委員の皆様からいただいた意見を反映させ、パブリックコメント(11月実施)用の案を作成し、意見を募集いたしました。

	No.	ご意見	対応
個別課題	1	<p><個別課題1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス」と「ライフスタイル」を併記する。 ・「性別にとらわれない」と追記する。 ・「理想の」を「一人ひとりが望む」に変更する。 	<p>個別課題1 「性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス（一人ひとりが望むライフスタイル）の実現」へ変更します。</p> <p>《資料2-2、No.1参照》</p>
行動指標	2	<p><個別課題1 行動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活で男女共同参画が進んでいるかを評価できる指標を取り入れられないか。男女参加比割合など。 ・「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」の言い回しが古い。経年経過の比較もあると思うが、変えてもいいのでは。また、指標として考えをミスリードする可能性がある。 	<p>個別課題1 の行動指標「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」から、「男性の講座参加割合」に変更します。</p> <p>同じく「男女共同参画に関する講座やイベントにおいて内容の理解ができた人の割合」を「～講座やイベント等に参加し生活を見直そうと思った人の割合」に変更します。</p> <p>《資料2-2、No.2参照》</p>
事業	3	<p><進行管理事業 2、3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権」と大きく括っていて、対象等の詳細が入っていないと施策を展開する段階で漏れてしまうのではないか。例えば、外国人とかリプロダクティブヘルスライツ等。 	<p>進行管理事業3に属性の例示等を追記します。</p> <p>また、リプロダクティブヘルスライツは、その考え方の1つとしてDVの項目（進行管理事業13）に追記します。</p> <p>《資料2-2、No.3-1、No.3-2参照》</p>
	4	<p><人権事業の追加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの人権教育は重要であると同時に、子どもを教える立場の教員も人権理解が必要。市教育委員会の研修に人権の内容を組み込めないか。 	<p>関連事業9の中で実施が予定されていますが、明確にするため、事業概要に追記します。</p> <p>《資料2-2、No.4参照》</p>
	5	<p><進行管理事業 17></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の中には、男性やLGBTQ+の方もいる。実施の検討はできないか。 	<p>現状では、男性相談等については、他機関の相談窓口を活用していきますが、他機関の相談窓口の周知について触れていなかったため、進行管理事業22「相談窓口の周知活動」の事業概要に追記します。</p> <p>《資料2-2、No.5参照》</p>

第5章 計画の内容

基本目標I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、様々な場面で男女がともに活躍できる社会づくりが不可欠です。

そのためには、性別にとらわれず、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現することによる能力発揮の場の創出や、政策・方針決定過程への女性の参画による多様な意見の反映が必要となります。

また、頻発化、激甚化が進む自然災害への対応についても、女性の視点を活かすことで安心安全な避難所運営や視野の広い防災・復興体制の構築など、大きな効果が期待できます。

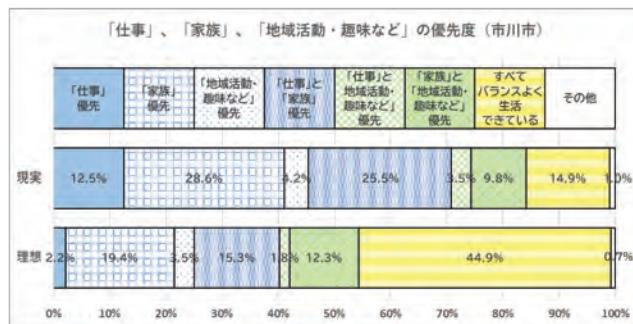
上記を踏まえ、啓発や情報発信等の取組を進めてまいります。

●個別課題1 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス（一人ひとりが望むライフスタイル）の実現

近年、働き方も家庭の在り方も、急速に変化している一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの、理想のバランスは人それぞれ違うものであり、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受することができます。

市民一人ひとりが、希望するワーク・ライフ・バランスで活躍できる社会を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

第5章 計画の内容

基本目標I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、様々な場面で男女がともに活躍できる社会づくりが不可欠です。

そのためには、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現することによる能力発揮の場の創出や、政策・方針決定過程への女性の参画による多様な意見の反映が必要となります。

また、頻発化、激甚化が進む自然災害への対応についても、女性の視点を活かすことで安心安全な避難所運営や視野の広い防災・復興体制の構築など、大きな効果が期待できます。

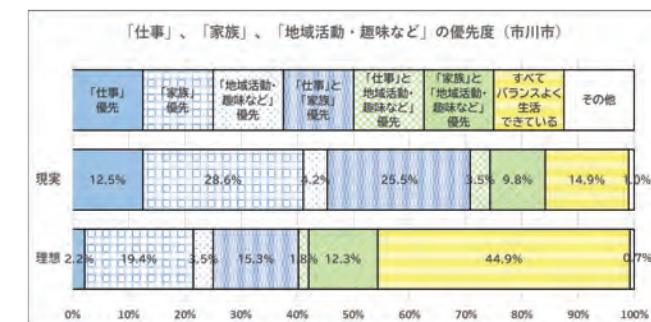
上記を踏まえ、啓発や情報発信等の取組みを進めてまいります。

●個別課題1 理想のライフスタイル（ワーク・ライフ・バランス）の実現

近年、働き方も家庭の在り方も、急速に変化している一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの、理想のバランスは人それぞれ違うものであり、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受することができます。

市民一人ひとりが、希望するワーク・ライフ・バランスで活躍できる社会を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

No.2 反映部分

新

旧

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)
男女共同参画に関する講座への男性の参加割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)
「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関する講座やイベント等において内容の理解ができた人の割合		
夫は外で働き、妻は家を守る方が良いと考える人の割合		
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合		
「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合		

進行管理事業一覧

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発			
事業概要	男女共同参画の推進に関する国・県・近隣市の取組等の情報を収集します。また、男女共同参画に関する講座等の実施、市職員や企業等に対する情報発信等による情報の周知・啓発を行います。			
指標	市民への男女共同参画に関する情報発信等の回数	現状 (令和6年度)	10回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

進行管理事業一覧

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発			
事業概要	男女共同参画の推進に関する国・県・近隣市の取組等の情報を収集します。また、男女共同参画に関する講座等の実施、市職員や企業等に対する情報発信等による情報の周知・啓発を行います。			
指標	市民への男女共同参画に関する情報発信等の回数	現状 (令和6年度)	10回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10回	10回	10回	10回

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)			
事業概要	47ページに掲載			

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)			
事業概要	〇ページに掲載			

事業名	3. 人権に関する周知・啓発(後掲)			
事業概要	47ページに掲載			

事業名	3. 人権啓発イベント等の実施(後掲)			
事業概要	〇ページに掲載			

No.3－1 反映部分

新

旧

事業名	2. 人権教育の実施				
事業概要	人権擁護委員と連携し、主に未就学児から中学生の人権意識の高揚を図るために、幼稚園や小学校(人権教室)、中学校(人権講演会)における人権啓発活動を実施します。				
指標	小学校における人権教室の実施校数		現状 (令和6年度)	39校	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	39校	39校	39校	39校	39校

事業名	2. 人権教育の実施				
事業概要	人権擁護委員と連携し、主に未就学児から中学生の人権意識の高揚を図るために、幼稚園や小学校(人権教室)、中学校(人権講演会)における人権啓発活動を実施します。				
指標	人権教室の実施校数		現状 (令和6年度)	39校	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	39校	39校	39校	39校	39校

事業名	3. 人権に関する周知・啓発				
事業概要	年齢や国籍、性的指向・性自認、障がいなどの属性に関連する人権問題が解消されるとともに、すべての人の人権が尊重されるよう、イベントの実施等を通じた周知啓発を行います。				
指標	イベントを通じた啓発回数		現状 (令和6年度)	2回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	3. 人権啓発イベント等の実施				
事業概要	イベントの実施や市広報紙等による情報発信により、人権尊重思想の普及・高揚に取り組みます。				
指標	人権啓発イベント等の実施回数		現状 (令和6年度)	2回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回	2回	2回	2回	2回

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連44) 多文化共生推進 【国際交流課】	こどもたちの異文化理解を促進するため、市内小学校において多文化共生出前講座を行います。また、在住外国人への日本語学習支援強化のため、日本語ボランティア講師を養成するための研修を行います。	—
(関連45) 海外都市交流の推進 【国際交流課】	姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間における市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。	—
(関連46) 国際理解教育の推進 【指導課】	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連43) 多文化共生推進 【国際交流課】	こどもたちの異文化理解を促進するため、市内小学校において多文化共生出前講座を行います。また、在住外国人への日本語学習支援強化のため、日本語ボランティア講師向けの研修を行います。	—
(関連44) 海外都市交流 【国際交流課】	姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間における市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。	—
(関連45) 国際理解教育の推進 【指導課】	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図ります。	市川市教育振興基本計画

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

◇ 施策の方向性

DV

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

- ・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力を DV と思う人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)
DV を受けたことのある人の割合(1年以内)	— (P54 参照)	— (P54 参照)

進行管理事業一覧

事業名	13. DV等暴力の根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止や、性暴力・性被害に関する啓発活動を行います。				
指標	講座等啓発の回数		現状 (令和6年度)	8回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合		

◇ 施策の方向性

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

- ・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力を DV と思う人の割合		
DV を受けたことのある人の割合		

進行管理事業一覧

事業名	13. DV根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止の啓発を行います。				
指標	講座等啓発の回数		現状 (令和6年度)	8回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回	8回	8回	8回	8回

No. 4 反映部分

新

旧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連4) 親子つどいの広場の運営 【こども施策課】	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	○市川市こども計画
(関連5) 地域子育て支援センターの運営 【こども施策課】	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。	○市川市こども計画
(関連6) こども食堂への支援 【こども施策課】	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々とこどもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、こどもの居場所づくりを推進します。	○市川市こども計画
(関連7) こども館の運営 【こども施策課】	児童館等を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進等の支援を行います。	○市川市こども計画
(関連8) 病児・病後児保育 【こども施策課】	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	○市川市こども計画
(関連9) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育 【指導課】	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考え方や立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をするとともに、関連する研修を実施します。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連 10) 家庭教育学級運営 【学校地域連携推進課】	子育ての中の保護者向けに、家庭教育学級や指導員派遣、個人参加可能な共通講座を通して、様々な学習機会を提供します。子育ての課題解決を支援し、よりよい親子関係を築くことを目指します。	○第4期市川市教育振興基本計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連4) 親子つどいの広場 【こども施策課】	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	市川市こども計画
(関連5) 地域子育て支援センター 【こども施策課】	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。	市川市こども計画
(関連6) こども食堂への支援 【こども施策課】	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々とこどもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、こどもの居場所づくりを推進します。	市川市こども計画
(関連7) こども館運営 【こども施策課】	児童館等を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進等の支援を行います。	市川市こども計画
(関連8) 病児病後児保育 【こども施策課】	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	市川市こども計画
(関連9) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育 【指導課】	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考え方や立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。	市川市教育振興基本計画
(関連 10) 家庭教育学級運営 【学校地域連携推進課】	子育ての中の保護者向けに、家庭教育学級や指導員派遣、個人参加可能な共通講座を通して、様々な学習機会を提供します。子育ての課題解決を支援し、よりよい親子関係を築くことを目指します。	第4期市川市教育振興基本計画

No.5 反映部分

新

旧

事業名	21. DV相談証明書等の発行と保護命令申し立てにおける助言等の支援			
事業概要	児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書や住民基本台帳の閲覧制限のための確認書などを発行します。 また、保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
指標	(報告)DV相談証明書の発行件数		現状 (令和6年度)	88件
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	—	—

事業名	21. DV相談証明書等の発行と保護命令申し立てにおける助言等の支援			
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。 また、保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。			
指標	(報告)DV相談証明書の発行件数		現状 (令和6年度)	333件
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	—	—

事業名	22. 相談窓口の周知活動			
事業概要	女性相談窓口の周知のため、案内カードを関係部署の窓口等に設置します。 また、外国人への周知として、5ヶ国語(英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語)に対応した案内カードを設置します。 困りごとの解決に適した窓口にたどりつけるよう、他機関の窓口周知も併せて行います。			
指標	案内カード設置箇所数		現状 (令和6年度)	79箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上

事業名	22. 相談窓口の周知活動			
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口等に設置します。また、外国人への周知として、5ヶ国語(英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語)に対応した案内チラシカードを配布します。			
指標	設置箇所数		現状 (令和6年度)	79箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	80箇所	80箇所	81箇所	81箇所

事業名	23. ケース検討会議の実施			
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
指標	会議実施回数		現状 (令和6年度)	48回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	48回以上	48回以上	48回以上	48回以上

事業名	23. ケース検討会議の実施			
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
指標	会議実施回数		現状 (令和6年度)	48回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	48回	48回	48回	48回

資料3－1

(仮称)ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)(案)についての パブリックコメント実施結果

市川市総務部
ダイバーシティ推進課

パブリックコメントでいただいたご意見(一部修正)と市の回答案となります。

「〇ご意見の概要と市の考え方」の表における「対応」欄で、(1)と記載しているものは、ご意見を踏まえ
プランに修正等を加えています。

修正内容の詳細は、資料3-2の新旧対照表(左側が新、右側が旧)を併せてご確認ください。

○実施期間

令和7年11月4日(火)～令和7年12月3日(水)

○ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

媒体	人数	件数
① インターネット	5人	21件

○ご意見への対応

対応内容	件数
(1) ご意見を踏まえ、対応するもの	6件
(2) 今後の参考とするもの	3件
(3) ご意見の趣旨や内容について、考え方をすでに盛り込み済みであるもの	4件
(4) その他(案そのものに対するご意見でないもの等)	8件

【提出いただいたご意見等の取扱い】

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する結果及び理由を取りまとめて公表しております。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、修正をしております。
- ・誹謗・中傷等および差別的、差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、修正をしております。

○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	対応
1	「イズプラン」のテーマについて。どれも「今努力して生きている人」の努力を当たり前と受け取りすぎている気がする。他人に何かを譲る余裕がないことが問題である。 なのでこんなことを議論しないで、少子化対策といじめ問題と教育の質を上げていけば、人は問題を解決する力を付けられる。	すべての人が互いに人権を尊重し、いきいきと生活していくためには、男女が共に様々な分野で活躍し、積極的に参画できる社会づくりが必要と考え、本プランの策定を進めています。 引き続き男女共同参画の推進に努めてまいります。	(4)
2	「ツッコミどころだらけなので、もう少し考えながら全体を見直してもらって、計画書を修正してもらいたい。」	パブリックコメントや審議会で多様な見地からご意見をいただき、プランの策定を進めてまいります。皆様にご理解・ご協力をいただけるプランとなるよう引き続き努めてまいります。	(4)
3	「ジェンダー平等というのは聞こえはいいかもしませんが、本計画では女性にしかできないことや女性の特性を尊重することが盛り込まれていません。出生数が2.0人を下回り、人口減少が進んでいる昨今、女性に求められる最重要なことは結婚して、かつ、2人以上出産をしてもらうことで、それに全力を傾けることは当然であり、それを達成できていない状況で男女共同参画事業を推進することは時期尚早です。個人的には、出生率が高い自治体は、女性が生活しやすいと思いますので、そこを目指してほしいです。」	すべての人が互いに人権を尊重し、いきいきと生活していくためには、結婚や出産の有無にかかわらず、様々な立場や状況において、男女がともに活躍できる社会を目指していくことが必要であると考え、本プランの策定を進めています。 引き続き男女共同参画の推進に努めてまいります。	(4)
4	「近年、民間企業、官公庁、各自治体で男女共同参画事業を推進してきた結果、女性を優遇し過ぎて逆差別になっている事例を数多く見聞きする。端的に言うと、あまり優秀ではない女性が、女性であるということを理由に出世しているという事例。これらを踏まえて市川市では過度な女性優遇に歯止めをかけることも検討して計画に盛り込んでもらいたい。」	本プランは、様々な場面で男女がともに活躍することのできる男女共同参画社会の実現を目指して策定を進めています。 誰もが活躍できる社会に向け、ジェンダーから生じる課題にアプローチする事業に取り組んでまいります。	(4)

5	<p>男女の平等について。アンケートを取って統計も出しているようだが(P10)、何に不平等を感じているのかが不明。世の中生きるために必要なことを全て自分でやるわけではなく、向いてることを仕事にしてみんなで分担しているわけで、「自分はこんなに頑張っているのに」という不満は誰からも出る。全ては十分な対価が支払われていないことが問題。それは政府が過度に消費を促すから収入が不足することに起因する。立場の不平等をどこに感じているのか、もっとヒアリングしないと、ざっくり聞いてしまったら、ただの立場の違いについても「同一でない」ことを不平等だと回答する人も出てくる。平等が何かを理解している人にアンケートを取らないと正しい統計にはならない。例えるなら向いてることに同じだけ努力しても、ハンドボール選手と野球選手で収入差が出ることは不平等とは言わない。</p>	<p>市川市の現状や課題を把握するために実施したアンケートについては、内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年)」を参考にいたしました。また、「社会全体」における平等感だけでなく、家庭や職場、政治や社会通念といった場での男女共同参画の推進についても調査しており、その結果に基づいて計画内容を検討しています。今後も国のアンケート等を参考にしながら調査、分析していきます。</p> <p>なお、本プランには、詳細なアンケート結果の記載がなかったことから、アンケート結果を掲載している市川市公式 Web サイトの関連ページの記載を追加します。(第4章 4 計画の見方)</p>	(1)
6	<p>P.11 でコロナ禍以降にDV面談件数が増加したことを挙げていますが、基本目標ではコロナ禍については一切触れていないので、支離滅裂な計画書です。なぜコロナ禍前後で比べる?コロナ禍前はどうだった?コロナ禍が関係しているのであればそれに対策すべきでは?</p>	<p>「コロナ禍」という表記については、相談件数に変化のあったタイミングがイメージしやすくなるよう表記したものでしたが、コロナ禍に対する施策の必要性を想起させるような誤解が生じないよう記載を変更いたします。</p>	(1)
7	<p>ウィズプランが抽象的過ぎるので、細分化してそれぞれで基本計画を策定すべきではと思う。例えば、女性の社会進出とDVは全く別分野で対処方法も異なるが、同じ計画にまとめるのは違和感しかない。</p>	<p>本プランは、男女共同参画社会の実現に向け3つの基本目標を設定し、目標達成に向けた課題に対するアプローチをそれぞれ定めています。男女共同参画社会の実現には、暴力のない社会も不可欠であり、切り離せない解決すべき課題であるという考え方から本プランの基本目標の一つに位置づけています(基本目標Ⅱ)。</p>	(4)

8	<p>男女共同参画社会の実現に向けて基本目標や個別課題が分かりやすく整理された反面、多様性なども含む幅広い内容となり女性についての施策が手薄となってしまうと危惧する。ダイバーシティ推進課として扱う内容も多岐にわたりマンパワーを増やすことも必要ではないか。</p>	<p>女性の活躍に関する内容は、「基本目標Ⅰあらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現」として、大きく位置付けており、本プランの柱となっております。 引き続き、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。</p>	(3)
9	<p>市民のアンケートでは男女の不平等感の解消に至っておらず、固定的性別役割分担意識が残っている現状の中、これから世代への教育はたいへん重要であると考える。審議会でも教育の部分が抜けてしまったことについて指摘があり、施策の方向性の中で含まれるようにすることであったが、ウィズプランの中で関連事業にしか含まれておらず広く人権教育というくくりでは男女共同参画についての教育がなされるのか疑問に思う。</p>	<p>「教育」については、施策の方向性(1)の中で「意識の醸成」と記載しており教育を含めた施策を考えておりましたが、教育を含めた様々な場での必要性を明確にするため、施策の方向性(1)の記載を修正いたします。 なお、関連事業を含めた人権教育を通じて男女共同参画の推進は図れるものと考えております。</p>	(1)
10	<p>男女共同参画への理解・意識向上のために、著名人を招いた講演会を市川市でも実施してほしい。著名人として、●●さん及び○○さんを招くのはいかがか。世界的ミリオンセラー作家や、日本文藝家協会の役員として活躍中の方は、著書では女性同士の友情やジェンダーに関する現代社会の問題を分かりやすく主題にしており、また、檀上に上がれば笑いが絶えないほど面白いトークをしていただけるかと思う。</p>	<p>講師については、ご提案の方を含め、市民等の皆さんに男女共同参画について興味・関心を持っていただけるような方を招き、周知・啓発を進めてまいります。</p>	(2)
11	<p>成果指標や市民の意識調査の集計の仕方が男女どちらのものか明確にされておらず、一人一人が望むライフスタイルになるには男女の協力が必須であり、特に男性の行動や意識変容が必要であるが、男性に限定した講座参加率や意識の変化が分からず状態になっているため、男女で分けた成果指標の導入を検討いただきたい。</p>	<p>成果指標については全体として設定しておりますが、アンケートの集計・分析は男女別の数値を踏まえて行ないます。 なお、本プランには、詳細なアンケート結果の記載がなかったことから、アンケート結果を掲載している市川市公式Webサイトの関連ページの記載を追加します。(第4章 4計画の見方)</p>	(1)

«資料3-2、No.3参照»

12	<p>個別課題 1「性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現」において、市川市での男性の育児休業取得の現状を示すデータやその結果を踏まえた市として企業や個人に向けた意識変容のための具体的な取り組みが乏しいように感じた。個別課題 1 全体を通して、女性にのみ向けた政策であると受け取られる部分があると感じた。男性の育児休業取得やそのための男性の講座などへの参加は、課題解決のため重要な基盤であると考える。まずは、現在の市川市民における男性の育児休業取得率のデータを明らかにし、実際に男性の声を収集し分析することを検討いただきたい。その結果を踏まえた必要な支援策を実施することについても検討いただきたい。</p>	<p>本プランは、市民意識調査にて男女別の意見を収集し、分析を行っております。周知や講座など具体的な事業の実施に際し、今後の参考とさせていただきます。</p>	(2)
13	<p>男女の地位の不平等感が解消に至っていないことに対してどの施策を重視しているのか分かりにくい。</p>	<p>男女の不平等感の解消については、主に基盤目標Ⅰに紐づく施策によって課題の解消に向けて取り組んでまいります。</p>	(3)
14	<p>これまで情報発信などの啓発活動が実施されてきているが、人が多く集まる商業施設など、より多くの市民にアクセスしていくことも検討してはどうか。また市のHPでも女性の困りごとに関連するページへのアクセスが分かりにくいと感じる。</p>	<p>周知や講座など具体的な事業の実施に際し、今後の参考とさせていただきます。</p>	(2)
15	<p>本計画案で示されたDV防止及び被害者支援強化の方針に賛同するが、以下の検討を求める。 「活動量」から「成果」重視への指標転換(実効性の可視化) 現状の「配布数・回数(アウトプット)」に加え、意識変容や行動変容を測る「成果指標(アウトカム)」の設定と公表を求める。 具体策:「暴力の認識率」「相談窓口の認知度」「被害経験者の相談実施率」などの数値目標化および定期的な公表。</p>	<p>本プランの評価は、成果指標および行動指標にて行う予定としております。</p>	(3)

16	<p>本計画案で示されたDV防止及び被害者支援強化の方針に賛同するが、以下の検討を求める。</p> <p>相談ハードルの解消と対象別アプローチの抜本強化 若年層、外国人、性的マイノリティなど、従来の枠組みでは支援が届きにくい層に対し、属性に応じた「相談しやすい環境」を整備してください。</p> <p>若年層向け：チラシ配布にとどまらず、ワークショップ型授業の実施や、SNS・動画を活用した発信を行うこと。</p> <p>多様性への配慮：外国語対応窓口のオンライン/LINE予約導入や、性的マイノリティ（アウティング被害等）および男性被害者も相談可能であることの明記。</p> <p>生活支援との一体化：保護命令等の制度支援に加え、住居・就労・転校など、生活再建に直結する支援との連携強化。</p>	<p>当該相談体制の充実等については、施策の方向性(9)、(10)、(13)、(14)に紐づく進行管理事業および関連事業により推進してまいります。</p> <p>なお、事業に対する具体的な提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>	(3)
17	<p>本計画案で示されたDV防止及び被害者支援強化の方針に賛同するが、以下の検討を求める。</p> <p>支援の「質」と「持続可能性」を支える体制づくり 高ストレス業務である相談員の燃え尽きを防ぎ、専門性を維持するためのバックアップ体制を明記してください。具体策：外部専門家によるスーパービジョン（定期的助言）の導入、適正な人員確保、および専門資格取得への研修費助成など。</p>	<p>当該相談体制の充実については、進行管理事業24において実施する予定となっておりますが、相談体制の充実について施策の方向性においても明確になるよう、施策の方向性(9)の記載を修正します。</p>	(1)

«資料3-2、No.4参照»

18	<p>DVについて。家庭を持つことに見合った収入を得ている人が少ない。なんの準備もなく子供を産むことが大きな問題。日々の不満を弱いものに当たることがDVになる。逆に収入の高い人が相手を尊重しないこともDVになる。</p> <p>相手を尊重するということを学校でちゃんと教えないし、家庭というものが外からの干渉を受けない閉鎖的なものになってしまっているから学ぶ機会がない。ストレス社会で個人間の接し方が自由であればDVは減らない。DVをどうしたいのかわからないが、起きることを放置してDVが起きたあとに支援するというのであれば、被害は減らない。</p>	<p>本プランでは、「暴力で苦しむことのない社会の実現」を基本目標の一つとしており(基本目標Ⅱ)、施策の方向性(8)において、DV等の予防に関する施策を位置付けております。</p> <p>引き続き、DV等の暴力を許さない社会づくりと被害者等支援の充実の両面から、対策・支援に取り組んでまいります。</p>	(4)
19	<p>目標3にはそれぞれ数値が明確になっていないところがあり、特に地域のコミュニティを活性化させるためにサロン等の男女差の認知度や利用率の数値を出すべきではないかと考える。この男女差の数値を明確にすることによってジェンダー格差が起こらない土台をつくることができることに加えて、なぜこの政策をする必要があるのかやその層にどのようなメリットがあるかといった、政策に対して市民に説得するための具体的な理由をつくることが可能になる。したがって、男女間の明確な数値をだすことによって、施策の満足度、理解度を上げることができると考えるため、検討していただきたい。</p>	<p>本プランは、市民意識調査にて男女別の意見を収集し、分析を行っております。</p> <p>なお、本プランには、詳細なアンケート結果の記載がなかったことから、アンケート結果を掲載している市川市公式 Web サイトの関連ページの記載を追加します。(第4章 4 計画の見方)</p>	(1)

«資料3-2、No.1参照»

20	<p>LGBTについて。受け入れることでどうしたいのかがわからない。正解は多様で誰かが幸せになれば誰かが不幸になる利益の奪い合いに過ぎない。LGBTだから保護されるべきという、なんの考慮や検討もない結論ありきの議論なら、税金を投じて考えるようなことではない。今ある方の中、ハマるものだけは受け入れて、個人の自由の範囲で自由にすればいい。</p>	<p>本プランは、LGBTQ+の方のみならず、「すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現」を基本目標の一つとしております(基本目標Ⅲ)。</p> <p>すべての人の人権が尊重され、多様な個性を認め合うことは、一人ひとりが力を発揮するためには不可欠であると考えます。</p> <p>今後も、多様な立場への理解を促進するため、正しい知識等の周知および啓発に取り組んでまいります。</p>	(4)
21	<p>LGBTについて、性的指向は人それぞれなので、施策を講じる必要性はないと思います。</p>		



4 計画の見方

○本プランの施策の方向性について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

評価項目	内容
成果指標	計画の総括として集計を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	毎年集計を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の取組状況	毎年集計を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

○アンケート調査実績(令和6年度) ※詳細は、各ページでご覧いただけます

・市川市男女共同参画に関する市民意識調査

実施日:令和6年7月19日(金)～8月25日(日) 回答数:1,881件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/gen05/file/0000480351.pdf>



・令和6年度男女共同参画に関するアンケート

実施日:令和7年1月27日(月)～2月9日(日) 回答数:1,196 件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/new01/file/0000479499.pdf>



・令和6年度DVに関するアンケート

実施日:令和7年2月25日(火)～3月10日(月) 回答数:1,175件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/new01/file/0000479502.pdf>



・市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート

実施日:令和7年12月10日(水)～12月21日(日) 回答数:1,994件

※URLとQRコードはWeb公開後に掲載します。

4 計画の見方

○本プランの施策の方向性について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

評価項目	内容
成果指標	計画最終年度中に集計を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	毎年集計を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の取組状況	毎年集計を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

○アンケート調査実績(令和6年度)

・市川市男女共同参画に関する市民意識調査

実施日:令和6年7月19日(金)～8月25日(日)

回答数:1,885 件

・令和6年度男女共同参画に関するアンケート

実施日:令和7年1月27日(月)～2月9日(日)

回答数:1,196 件

・令和6年度DVに関するアンケート

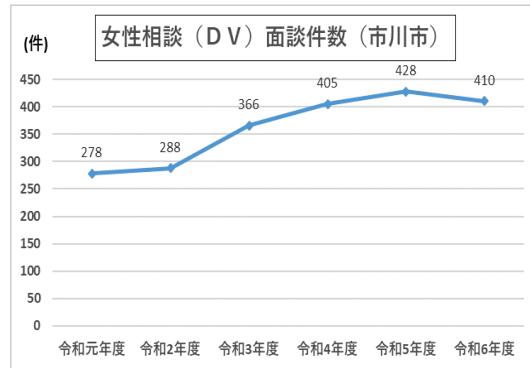
実施日:令和7年2月25日(火)～3月10日(月)

回答数:1,175件

近年増加している女性相談(DV)面談件数

女性相談(DV)の面談件数は、令和元年ごろと比較して約1.5倍の数値で推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

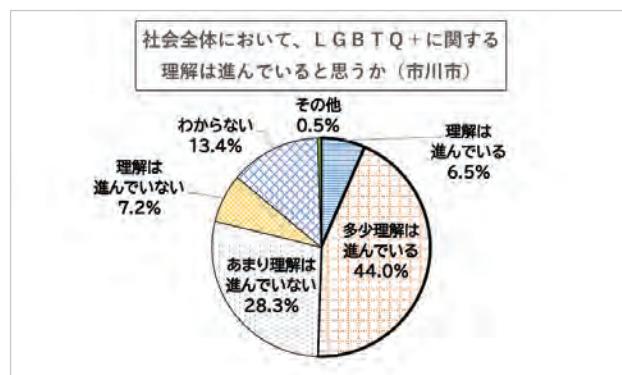


市川市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等より作成

十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8~10%程度といわれている LGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していくことが必要です。

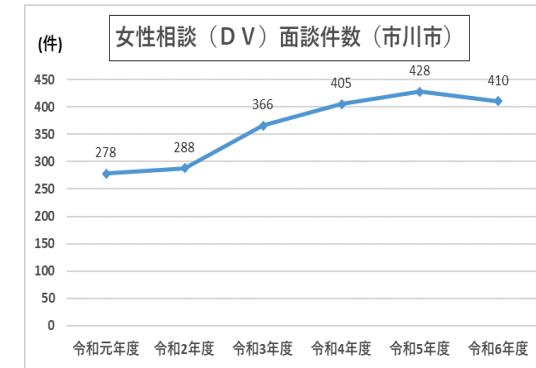


出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

コロナ禍以降増加した女性相談(DV)面談件数

コロナ禍以降に増加したDVの面談相談の件数は、収束後も変わらずに推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

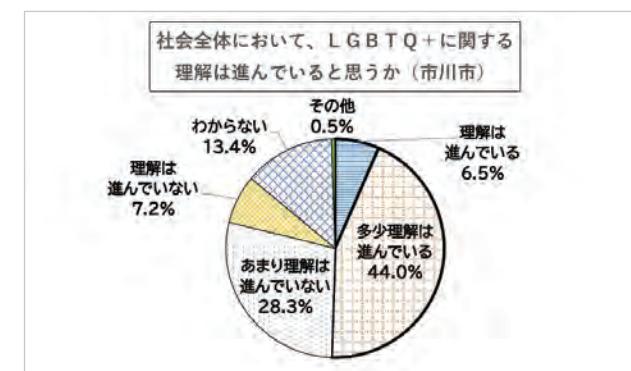


市川市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等より作成

十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8~10%程度といわれている LGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していくことが必要です。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送っていると思う人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送っていると思う人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

◇ 施策の方向性

女活

(1) 男女共同参画に関する意識の醸成

- ・あらゆる場面における男女共同参画を実現するため、家庭や職場、学校等の様々な場において、その基盤となる市民の意識啓発に努めます。
- ・市民等に対して、男女共同参画の実現に関する具体的な考え方等を周知するため、関連する情報の収集及び発信を行います。

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消や、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族の協力体制構築の必要性などを啓発する講座等を実施します。

(3) 働く場における男女共同参画の促進

- ・働く場において男女がともに活躍することができるよう、男性の育児休業等の取得率上昇や異性へのハラスマントの防止などを目指し、講座等による啓発に努めます。

(4) 地域における男女共同参画の促進

- ・地域活動において、男女がともに活躍することができるよう、男女共同参画センターの運営や団体の活動支援を実施します。

◇ 施策の方向性

女活

(1) 男女共同参画に関する意識の醸成

- ・あらゆる場面における男女共同参画を実現するため、その基盤となる市民の意識啓発に努めます。
- ・市民等に対して、男女共同参画の実現に関する具体的な考え方等を周知するため、関連する情報の収集及び発信を行います。

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消や、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族の協力体制構築の必要性などを啓発する講座等を実施します。

(3) 働く場における男女共同参画の促進

- ・働く場において男女がともに活躍することができるよう、男性の育児休業等の取得率上昇や異性へのハラスマントの防止などを目指し、講座等による啓発に努めます。

(4) 地域における男女共同参画の促進

- ・地域活動において、男女がともに活躍することができるよう、男女共同参画センターの運営や団体の活動支援を実施します。

◇ 施策の方向性

DV

(9)被害者等支援と相談業務体制の充実

- ・被害者等が暴力の苦しみから解放されるよう、各種支援を行います。
- ・被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ・質の高い被害者等支援を目指し、担当職員のスキルアップや**相談業務体制の充実等**、**適正な制度の運用に努めます。**

(10)関係機関・関係部署との連携

- ・各種制度を効果的に活用するため、関係機関や関係部署との日常的な連携や情報共有に努めます。
- ・円滑な被害者等支援につなげるため、関係機関が集まる会議を実施し、連携強化を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

◇ 施策の方向性

DV

(9)被害者等支援と相談業務体制の充実

- ・被害者等が暴力の苦しみから解放されるよう、各種支援を行います。
- ・被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ・質の高い被害者等支援を目指し、担当職員のスキルアップや**適正な制度の運用に努めます。**

(10)関係機関・関係部署との連携

- ・各種制度を効果的に活用するため、関係機関や関係部署との日常的な連携や情報共有に努めます。
- ・円滑な被害者等支援につなげるため、関係機関が集まる会議を実施し、連携強化を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	— (P54 参照)	— (P54 参照)

進行管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援				
事業概要	市内にいる女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、問題解決に向けた相談に対応します。必要に応じ、生活再建に向けた訪問・同行支援を行います。※支援フロー P.56				
指標	(報告)女性相談の新規相談件数		現状 (令和6年度)	304件	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

進行管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援				
事業概要	市内にいる女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、問題解決に向けた相談に対応します。必要に応じ、生活再建に向けた訪問・同行支援を行います。※支援フロー P.56				
指標	(報告)女性相談の新規相談件数		現状 (令和6年度)	304件	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

第3回市川市男女共同参画推進審議会前のご意見と対応

令和8年1月9日以降、委員の皆様からいただいた意見と対応についての一覧です。

No	ご意見	対応
1	P.32 事業名 1.男女共同参画情報の収集と周知・啓発は(再掲)が抜けていませんか。	ご指摘のとおり修正いたします。
2	P.35 進行管理事業 13「性暴力・性被害に関する啓発活動」→「性暴力・性被害 <u>防止</u> に関する啓発活動」のほうが適当ではないかと思います。	ご意見のとおり修正いたします。
3	P.36 進行管理事業 14 目標値が、前回案では「啓発回数」であったものが「リーフレット等の配布校数」になっています。以前の「啓発」がどのような内容のものであったのか、どういう経緯で「リーフレット配布校数」になったのか教えていただきたいです。 若い人への働きかけはとても大事だと考えていますが、リーフレット配布の実効性については疑問を感じます。 パブコメにも同様の意見がありました。すぐに、ワークショップや SNS・動画を活用とした啓発を年間何回やるという話にもなりにくいとは思いますが、啓発の方法を再検討する余地を目標値に残してほしいと思います。	従前の啓発内容は、デートDVやストーカーに関するリーフレット等を配布することを指しておりました。 配布校数への変更は、啓発回数を記載するより、どれだけ多くの方に啓発を行ったかについて示す方がよいのではないかと考えたことによります。 いただいたご意見にて再検討し、指標を「啓発等の実施校数」と変更いたします。 啓発の詳細を毎年報告することで、リーフレット配布以外の啓発方法の検討につなげることができるものと考えております。
4	P.49 個別課題7の図内で、60代「認知症」を加えてはどうかと思いました。	ご意見のとおり追記いたします。
5	事業の中で、「目標値」が設定されているものと、「報告」となっているものとありますか、なぜでしょうか。	増加または減少することが一概に良いとは言えない項目について、「目標値」を設定せず、現状値を「報告」することとしております。
6	P.31、45 現在値に(参考)とあるのはどういう意味合いですか。 注釈などどこかにありますか。	いずれもアンケート調査による数値となりますが、現時点ですべての回答を収集することができないものに対して、参考値であることを示すために(参考)と記載しております。

7	<p>個別課題5の行動指標の 5 年後の 25%目標というのはあまりに低いのではないかと思います。基本的な原則は理解しますが、内容的に 25%では相談窓口として志が低すぎるかと思います(千葉県も 19.8%→50.0%です。)。</p>	<p>毎年集計しているアンケート結果の推移を踏まえて、今後の取組で実現を見込むことができる数値として設定したものとなります。</p> <p>目標値は 25%となります。目標値を超える、より多くの方が窓口につながるよう、引き続き周知等に努めてまいります。</p>
8	<p>成果指標と行動指標の区別がなかなか難しいです(パブコメ 15 の意見の区別に同意するものです。)。個別課題7の「健康寿命」などは究極の成果指標と思われます。例えば、健診の受診率が難しければ、過去1年以内に職場や地域の健康診断を受けた割合などの調査結果などが行動指標としてふさわしいのかと思います。</p>	<p>他の指標についても検討を行いましたが、対象者が広く市民の健康全般を包括できることや客観的な数値であることを考慮し、現行通り健康寿命を採用したいと考えております。</p>

(新)

(旧)

資料4-2

事業名	1.男女共同参画情報の収集と周知・啓発(再掲)
事業概要	20ページ掲載

事業名	1.男女共同参画情報の収集と周知・啓発
事業概要	20ページ掲載

事業名	9.各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進(再掲)
事業概要	27ページ掲載

事業名	9.各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進(再掲)
事業概要	27ページ掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連29) 防災女性プロジェクトの実施 【危機管理課】	女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営及び被災者支援のあり方、復旧対策等に関して検討します。防災関連の講話などで、女性の視点に立った危機管理対策についての啓発活動を行っています。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連30) 和洋女子大学との「防災・減災女性リーダー養成講座」の共催 【地域防災課】	大学が開講する「防災・減災女性リーダー養成講座」に協力し講座を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連31) 女性消防クラブ活動の支援 【消防局警防課】	一般家庭からの火災を防止し、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された女性消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修、救命講習を通じ、災害時の適正な対応ができるよう支援します。	—
(関連32) 地域における防災リーダーの育成 【地域防災課】	地域防災リーダーの育成を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連29) 防災女性プロジェクトの実施 【危機管理課】	女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営及び被災者支援のあり方、復旧対策等に関して検討します。防災関連の講話などで、女性の視点に立った危機管理対策についての啓発活動を行っています。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連30) 和洋女子大学との「防災・減災女性リーダー養成講座」の共催 【地域防災課】	大学が開講する「防災・減災女性リーダー養成講座」に協力し講座を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連31) 女性消防クラブ活動の支援 【消防局警防課】	一般家庭からの火災を防止し、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された女性消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修、救命講習を通じ、災害時の適正な対応ができるよう支援します。	—
(関連32) 地域における防災リーダーの育成 【地域防災課】	地域防災リーダーの育成を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

(新)

(旧)

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%

◇ 施策の方向性

DV

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

- ・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力を DV と思う人の割合	平均91.9%	95%
DV を受けたことのある人の割合(1年以内)	2.4%	1%

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%

◇ 施策の方向性

DV

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

- ・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力を DV と思う人の割合	平均91.9%	95%
DV を受けたことのある人の割合(1年以内)	2.4%	1%

進行管理事業一覧

事業名	13. DV等暴力の根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止や、性暴力・性被害防止に関する啓発活動を行います。				
指標	講座等啓発の回数		現状 (令和6年度)	8回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上

進行管理事業一覧

事業名	13. DV等暴力の根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止や、性暴力・性被害防止に関する啓発活動を行います。				
指標	講座等啓発の回数		現状 (令和6年度)	8回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上

(新)

(旧)

事業名	14. デートDV、ストーカーの予防啓発				
事業概要	教育委員会や学校と連携し、生徒や学校の教職員を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。				
指標	啓発等の実施校数		現状 (令和6年度)	42校	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上

事業名	14. デートDV、ストーカーの予防啓発				
事業概要	教育委員会や学校と連携し、生徒や学校の教職員を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。				
指標	リーフレット等の配付校数		現状 (令和6年度)	42校	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上

事業名	15. DVと児童虐待の関連性に関する周知・啓発				
事業概要	児童虐待関係部署と協働・連携し、講座等による周知・啓発を行います。				
指標	啓発等の回数		現状 (令和6年度)	1回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	15. DVと児童虐待の関連性に関する周知・啓発				
事業概要	児童虐待関係部署と協働・連携し、講座等による周知・啓発を行います。				
指標	啓発等の回数		現状 (令和6年度)	1回	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	16. 犯罪被害者等支援に関する啓発				
事業概要	犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害防止の重要性について、市民等の理解を深めることができるよう、啓発活動等を講じます。				
指標	リーフレットの配付箇所数		現状 (令和6年度)	一	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上

事業名	16. 犯罪被害者等支援に関する啓発				
事業概要	犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害防止の重要性について、市民等の理解を深めることができるよう、啓発活動等を講じます。				
指標	リーフレットの配付箇所数		現状 (令和6年度)	一	
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)				
事業概要	47ページ掲載				

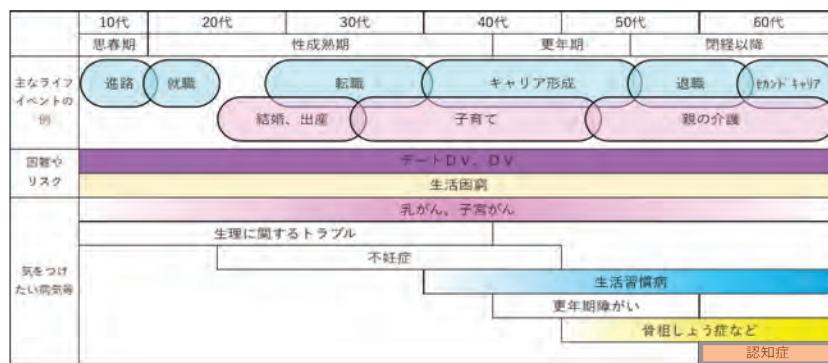
事業名	2. 人権教育の実施(後掲)				
事業概要	47ページ掲載				

(新)

●個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現

健やかな生活を続けるために必要なことの1つは、性差に応じた的確な保健・医療を享受できる環境を整えることです。ライフステージに沿って心身や環境に様々な変化が起こりうる各段階での適切な支援を行います。

また、女性は、性差に起因する困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性について、既存の支援である女性相談や市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)等の事業を活用し、様々な機関と連携しながら支援を行っていきます。

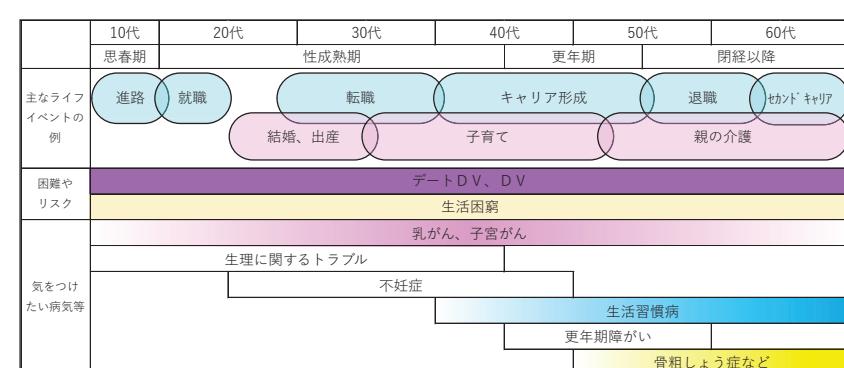


(旧)

●個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現

健やかな生活を続けるために必要なことの1つは、性差に応じた的確な保健・医療を享受できる環境を整えることです。ライフステージに沿って心身や環境に様々な変化が起こりうる各段階での適切な支援を行います。

また、女性は、性差に起因する困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性について、既存の支援である女性相談や市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)等の事業を活用し、様々な機関と連携しながら支援を行っていきます。



成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

(案)

令和 8 年 月 日

市川市長 田中 甲 様

令和 7 年 7 月 18 日付（市川第 20250626-0022 号）で本審議会に諮問のありました男女共同参画にかかる基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

市川市男女共同参画推進審議会
会長 丸谷 充子
副会長 上田 智子
 新井 香津美
 大野 京子
 川俣 興一
 佐野 典行
 柴田 剛
 関 淳市
 友松 千賀
 成嶋 千紘
 福本 明日香
 保戸田 悠菜
 松尾 順子
 松原 いつ子
 山極 記子

(案)

答 申

現在、少子高齢化の加速や国際的な影響、家族形態や働き方の多様化など、社会は急速に変化しています。このような変化の中で、すべての市民が人権を尊重し、それぞれの力を活かして豊かな生活を実現するためには、男女が様々な分野で活躍し、ともに社会の発展に積極的に参加できるような環境を作ることが不可欠です。

計画策定にあたり本審議会では、本市の男女共同参画社会の実現に向けた方針や方向性を確認し、また委員それぞれの見地から、男女共同参画、DV等の暴力の根絶、人権尊重の高揚等にかかる目標や課題について提案するとともに、計画（案）に盛り込むための施策の方向性や課題解決のための事業等にかかる意見を述べました。

貴市より提案のあった計画（案）は、本審議会及びパブリックコメントの内容が十分に反映されていることから、別添のウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）（案）は、令和8年度からの本市の新たな男女共同参画基本計画として、妥当であると判断いたします。

継続的かつ実効性のある取組を積み重ね、計画の着実な遂行により、本市の男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる主体にその考え方が浸透・定着し、本計画の目的が確かな形として達成されていくことに期待いたします。

なお、表記等において、市民がわかりやすい計画となるように努めていただくようお願いいいたします。

別添：ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）（案）